

<p>○ どのような観点から融資メニューや金利体系の見直しが行われたか。</p> <p>○ 新規貸付契約平均利率と新規調達平均利率との比較において、中期目標の定める利差益が確保されているか。 なお、貸付金利の設定において、政策の変更、緊急措置等やむを得ない事情による影響を控除する。</p> <p>○ 福祉貸付については、国庫補助対象事業による整備動向を適切に把握し、重点分野に対する貸付が優先されているか。</p> <p>○ 医療貸付については、整備計画、資金需要等に関するアンケート調査を実施し、中長期需要動向の予測に反映させているか。</p> <p>○ 民間金融機関との協調融資のあり方等についてどのような検討が行われ、民間資金の一層の活用を促す方向で適切な改善策が実施されたか。</p>	<p>○ 療養病床の再編成に伴い、一時的に資金繰りに困難を来す病院等に対して、経営安定化資金として22件の融資を実施することができた。</p> <p>【融資条件の見直し】 #26</p> <p>○ 特殊法人等整理合理化計画の趣旨を踏まえ、融資対象事業、融資条件等を政策上真に必要なものにしていくとの観点から、平成18年度においては、政策優先度の高い事業への融資拡大や融資率の引き上げ、制度変更に伴うつなぎ資金の特例融資の創設、民間資金を活用しやすい事業等の貸付金利の見直しなど、国の政策要請等を踏まえ、適切な見直しを行うことができた。</p> <p>【利差益の確保】 #27</p> <p>○ 平成18年度の福祉医療貸付事業における新規契約分の利差益については、国の政策目的の達成のために特に定めるものを除外し、政策変更、緊急措置等やむを得ない事情による影響を控除した新規契約分において、貸付金利と調達金利の金利差0.062%を確保することができた。</p> <p>【福祉貸付の需要動向予測】 #28</p> <p>○ 都道府県等地方公共団体に対し、機構融資についての需要調査を行い、この結果をもとに、平成18年度の融資方針を策定し、地方公共団体の交付金等が採択された事業を優先する取扱いとした。</p> <p>【医療貸付の需要動向予測等】 #29</p> <p>○ 医療貸付の中長期の需要動向の事前予測を行うため、平成18年5月にWAMNET事業課でメールアドレスを把握している施設に対し、施設整備の予定等に関するアンケート調査を、また、9月に全国の民間病院に対し、医療制度改革を踏まえた調査項目等を盛り込んだ病院の施設整備動向に関するアンケート調査を実施し、これにより、医療制度改革の影響による設備投資動向を把握することができた。</p> <p>【医療貸付に係る懇談会の開催及び制度周知】 #30</p> <p>○ 平成19年1月に病院経営者や学識経験者との懇談会を開催し、医療制度改革が与える影響や機構が果たすべき役割について意見を伺い、その内容をWAM等で広報することができた。 また、融資相談会を開催する地域の医師会や病院関係団体に直接出向いて、医療貸付制度の周知活動を実施することができた。</p> <p>【協調融資制度の効果的な運用】 #31</p> <p>○ 平成18年度に貸付審査した協調融資制度の対象となる融資案件313件のうち172件（55.0%）が同制度を利用したほか、覚書締結金融機関も平成17年度末の177機関から平成18年度末には197機関に拡大し、協調融資制度の効果的な運用を行うことができた。</p>	
---	---	--

中 期 目 標	中 期 計 画	18 年 度 計 画	18年度の業務の実績									
<p>第3 事業毎の業務運営の改善に関する事項</p> <p>1 福祉医療貸付事業 (2) 業務の質の向上に関する事項</p> <p>ア 審査業務の迅速化により、特殊異例な案件を除き、借入申込み受理から貸付内定通知までの年平均所要期間を、中期目標期間中に福祉貸付については4か月以内に、医療貸付については3か月以内に短縮すること。</p>	<p>第2 事業毎の業務運営の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 福祉医療貸付事業 (2) 業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>ア 相談・審査体制の強化、審査方針の見直し、事務の合理化等により審査業務の迅速化を進め、審査期間に関する中期目標を達成する。</p>	<p>第2 事業毎の業務運営の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 福祉医療貸付事業 (2) 業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>ア 継続的な審査方針の見直し、事務の合理化等により、審査期間に関する中期目標の達成を念頭に置きつつ、審査業務の迅速化に努める。 また、医療貸付においては審査内容の充実を図るため、新たな分析評価手法を構築し、その導入を図る。</p>	<p>【審査業務の迅速化】#33</p> <p>○ 平成18年度においては、引き続き審査業務の効率的実施に努め、以下のとおり、中期計画期間の目標値を上回ることができた。</p> <p>《借入申込受理から貸付内定通知までの平均所要期間》</p> <table border="1" data-bbox="2220 682 2873 825"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>平成18年度</th> <th>中期計画期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>福祉貸付</td> <td>51日</td> <td>72日</td> </tr> <tr> <td>医療貸付</td> <td>41日</td> <td>48日</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 特殊異例な案件を除いた平均所要期間</p> <p>【新たな分析評価手法の導入】#34</p> <p>○ 平成17年度まで使用していた評価手法に、定性面（非財務面）の評価を加えるなど、評価項目を増やした新たな分析評価手法を構築し、平成18年度審査から導入することにより審査精度の向上を図った。 また、融資相談においても活用し、財務格付の指標が悪い相手先については、償還の確実性について医療審査課と連携をとり対応した。</p>	区 分	平成18年度	中期計画期間	福祉貸付	51日	72日	医療貸付	41日	48日
区 分	平成18年度	中期計画期間										
福祉貸付	51日	72日										
医療貸付	41日	48日										

中 期 目 標	中 期 計 画	18 年 度 計 画	18年度の業務の実績
<p>イ 貸付契約締結後の資金交付については、請求内容の不備が著しいもの等を除き、請求後20営業日以内に行うこと。</p>	<p>イ 資金交付業務の迅速化を図ることにより、資金交付時期に関する中期目標を達成する。</p>	<p>イ 資金交付時期に関する中期目標の達成を念頭に置きつつ、資金交付業務の迅速化に努める。</p>	<p>【資金交付業務の迅速化】 #35</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成18年度においては、引き続き資金交付業務の効率的実施に努め、資金交付に係る業務処理期間について、以下のとおり、中期目標を達成することができた。 <ul style="list-style-type: none"> a 福祉貸付 平成18年度に資金交付した1,862件全てについて20営業日以内に資金交付 b 医療貸付 平成18年度に資金交付した677件全てについて20営業日以内に資金交付
<p>ウ 借入申込み書類の簡素合理化等により、利用者の事務手続き負担の軽減を図ること。</p>	<p>ウ 利用者の事務手続き負担の軽減を図るため、借入申込み書類を簡素合理化する。</p>	<p>ウ 制度改正に伴う借入申込書の記載事項や様式等の変更にあたっては、申込書の不備事項等の分析を行い、利用者の事務負担を軽減する視点で改正を行う。</p>	<p>【借入申込書等の見直し】 #36</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 福祉貸付においては、申込書の不備事項等の分析を行い、利用者負担軽減の観点から「福祉貸付資金借入申込書類の作成要領」について、以下の改善を行った。 <ul style="list-style-type: none"> ・ Q&A集を追加した。 ・ 図表化や色刷り等を行い視覚的にわかりやすく工夫した。 ○ 医療貸付においては、借入申込書類の不備不足箇所のデータ集計を実施することにより、利用者の事務手続き負担の軽減を図るため検討課題を把握し、新年度版の「借入申込書」及び「借入申込書作成要領」の見直しに反映させた。

中 期 目 標	中 期 計 画	18 年 度 計 画	18年度の業務の実績
<p>エ 相談窓口の体制整備や受託金融機関への業務指導の徹底により、契約前の利用者サービスの向上を図ること。</p>	<p>エ 契約前の利用者サービスを向上させるため、相談窓口の体制を充実するとともに、受託金融機関への業務の指導を強化する。</p>	<p>エ 相談窓口の体制を充実するため、受託金融機関への業務の指導を強化する実務者研修を実施するとともに、全国数か所で融資相談会を開催する。</p> <p>また、事業計画検討中の者については、必要に応じ、融資相談に出向くなど、サービスの向上に努める。</p> <p>福祉貸付においては、各都道府県市の実務担当者を対象として貸付事業に関する説明会を実施することとし、交付金対象事業に係る融資の取扱いについても周知を図る。</p>	<p>【受託金融機関等に対する業務指導】 #37</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 医療貸付においては、受託金融機関の相談窓口における利用者サービスの向上を図るため、平成18年度において、以下のとおり、受託金融機関業務研修会議を開催し、受託金融機関に対する業務指導を行った。 <ul style="list-style-type: none"> a 第1回受託金融機関業務研修会議 平成18年5月9日に東京で開催し、受託金融機関81機関が参加 b 第2回受託金融機関業務研修会議 平成18年5月12日に大阪で開催し、受託金融機関82機関が参加 また、参加の受託金融機関に対し、受託金融機関業務研修会議内容及び代理貸付業務に関するアンケート調査（回収率91.2%）を行い、今後の業務改善の検討事項の把握に努めた。 ○ 福祉貸付においては、各都道府県市の実務担当者を対象とした福祉貸付事業に関する説明会を平成18年5月に開催し、平成18年度事業計画及び融資方針等について説明し、管轄する社会福祉法人等に対する周知、指導等を依頼した。 <p>【医療貸付の融資相談会の開催】 #38</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 申込み前の利用者サービスの向上を図るため、平成18年度後半及び平成19年度に医療施設・介護老人保健施設等の整備を予定している者を対象とした融資相談会を、以下のとおり全国を7ブロックに分けて、計14回開催した。 <ul style="list-style-type: none"> a 平成18年8～9月開催分 全国7ブロックで開催し、91件の融資相談を行った。 b 平成19年2月開催分 全国7ブロックで開催し、80件の融資相談を行った。 ○ また、機構主催の経営セミナーの会場に融資相談の窓口を設置して融資相談（実績17件）を行ったほか、平成18年度より個別に訪問融資相談（実績17件）を開始した。

中期目標		中期計画		18年度計画		18年度の業務の実績	
						<p>【経営支援モデル事業の実施】 #39</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 医療貸付において、契約後の利用者に対して、運営面や経営面に係る課題についての解消策等の提案を行う経営支援モデル事業を平成18年度から開始した。 <p>【福祉貸付利用者に対するアンケート調査】 #40</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 顧客満足度の向上と効率的な業務運営に資するため、福祉貸付の利用者に対する顧客満足度に関するアンケート調査を実施し、その結果を受け、借入申込書類等の簡素化及び電子媒体化を行うこととした。 <p style="text-align: right;">〈添付資料：11〉</p>	
評価の視点		自己評定	A	評価項目 5	評定	A	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 相談体制の強化、審査方針の見直し、事務の合理化等がどのように実施されたか。 ○ 審査期間に関する適切な業務管理に基づき審査業務の迅速化が進められ、中期目標が達成されたか。 なお、特殊異例な案件については、その事情を考慮し評価対象から除外する。 ○ 資金交付期間に関する適切な業務管理に基づき資金交付業務の迅速化が進められ、中期目標が達成されたか。 なお、請求内容の不備が著しいもの等については、評価対象から除外する。 		<p>(理由及び特記事項)</p> <p>【審査業務の迅速化】 #33</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成18年度においては、福祉貸付及び医療貸付ともに審査件数が減少したという要因はあったが、平成16年度及び17年度に引き続き、審査承認手続きの効率化、業務進行管理の徹底等に努めた結果、借入申込み受理から内定通知までの平均所要期間について、福祉貸付で51日（平成17年度56日）と前年度より短縮でき、医療貸付については41日（平成17年度41日）と前年並みであった。なお、福祉貸付及び医療貸付ともに、中期目標を大幅に上回る実績となっている。 <p>【新たな分析評価手法の導入】 #34</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 医療貸付においては、平成17年度まで使用していた評価手法に評価項目を増やした新たな分析評価手法を構築し、平成18年度審査から導入することにより、審査精度の向上を図ることができた。また、融資相談においても活用し、償還の確実性について相談と審査で連携をとり対応することができた。 <p>【資金交付業務の迅速化】 #35</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成16年度及び17年度に引き続き契約・交付業務の進行管理の徹底、請求書の記載内容の点検業務等の効率化に取り組んだことにより、福祉貸付及び医療貸付ともに、資金交付を行ったすべての案件について20営業日を超えたものはなく、中期目標を達成できた。 		<ul style="list-style-type: none"> ○ 審査業務の更なる迅速化と適正化を期待する。 ○ 福祉貸付の利用者に対する顧客満足度に関するアンケート調査の実施を評価する。 ○ 貸付業務は中期目標を上回る実績を上げている。業務迅速化も実施されており評価する。 			

○ 借入申込書等について、以前と比較して、どの程度簡素合理化が図られているか。

- 受託金融機関への業務指導が強化されたか。
- 相談窓口体制が充実されたか。
- その他、契約前の利用者サービスの向上のために何か改善が図られたか。

【借入申込書等の見直し】 #36

- 福祉貸付においては、申込書の不備事項等の分析を行い、利用者負担軽減の観点から、「福祉貸付資金借入申込書類の作成要領」の改善を行った。
- 医療貸付においては、借入申込書類の不備不足箇所のデータ分析を行い、新年度版の「借入申込書」等の見直しに反映させた。

【受託金融機関等に対する業務指導】 #37

- 福祉貸付においては、社会福祉法人等を管轄する各都道府県市の実務担当者を対象とした福祉貸付事業に関する説明会を平成18年5月に開催し、平成18年度の機構融資方針等の周知等を行った。これにより、一部の交付金が税源移譲され、都道府県等の単独補助へと制度変更するなどの動きがあった中で、円滑に融資を行うことができた。
- 医療貸付においては、平成18年5月に東京及び大阪において代理貸付業務を委託している金融機関に対する「業務指導研修会議」を開催した。当研修会議に参加した金融機関に対し、研修内容等についてアンケート調査を実施したところ、「非常に満足・満足」と回答したのが56機関(36.4%)、「普通」と回答したのは81機関(52.6%)で、受託金融機関から概ねよい評価を得ることができた。

【医療貸付の融資相談会の開催】 #38

- 医療貸付の融資相談会については、平成18年度に14回開催し、施設整備需要が低迷している中で、171件の相談があり、相談者の利便の向上と相談業務の集中的実施による機構業務の効率化に大きく貢献した。
- また、機構主催の経営セミナーの会場に融資相談の窓口を設置して融資相談を実施したほか、平成18年度より個別に相談を希望する者に対する訪問融資相談を開始し、利用者サービスの向上に努めた。

【経営支援モデル事業の実施】 #39

- 医療貸付において、契約後の利用者に対して、運営面や経営面の課題についての解消策等の提案を行う経営支援モデル事業を実施した。

【福祉貸付利用者に対するアンケート調査】 #40

- 福祉貸付の利用者に対する顧客満足度に関するアンケート調査を実施し、その結果を受けて借入申込書類等の簡素化及び電子媒体化を行うこととした。

中期目標	中期計画	18年度計画	18年度の業務の実績						
<p>第3 事業毎の業務運営の改善に関する事項</p> <p>2 福祉医療経営指導事業 福祉医療経営指導事業（集団経営指導（セミナー）、個別経営診断及び開業医承継支援事業）については、民間の社会福祉施設、医療施設の経営者に対し、公的な立場から経営に関わる正確な情報や有益な知識を提供し、あるいは経営状況を的確に診断することにより、福祉、介護、医療サービスを安定的かつ効率的に提供できる施設の経営を支援するため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努めること。</p>	<p>第2 事業毎の業務運営の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>2 福祉医療経営指導事業 福祉医療経営指導事業（集団経営指導（セミナー）、個別経営診断及び開業医承継支援事業）については、民間の社会福祉施設、医療施設の経営者に対し、公的な立場から経営に関わる正確な情報や有益な知識を提供し、あるいは経営状況を的確に診断することにより、福祉、介護、医療サービスを安定的かつ効率的に提供できる施設の経営を支援するため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。</p>	<p>第2 事業毎の業務運営の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>2 福祉医療経営指導事業 福祉医療経営指導事業（集団経営指導（セミナー）、個別経営診断及び開業医承継支援事業）については、民間の社会福祉施設、医療施設の経営者に対し、公的な立場から経営に関わる正確な情報や有益な知識を提供し、あるいは経営状況を的確に診断することにより、福祉、介護、医療サービスを安定的かつ効率的に提供できる施設の経営を支援するため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。</p>	<p>2 福祉医療経営指導事業 福祉医療経営指導事業（集団経営指導（セミナー）、個別経営診断及び開業医承継支援事業）については、民間の社会福祉施設、医療施設の経営者に対し、公的な立場から経営に関わる正確な情報や有益な知識を提供し、あるいは経営状況を的確に診断することにより、福祉、介護、医療サービスを安定的かつ効率的に提供できる施設の経営を支援するため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努めた。</p>						
<p>（1）業務運営の効率化に関する事項</p> <p>ア 集団経営指導については、開催方法の工夫等による効率化や適正な受講料の設定に努めること。</p>	<p>（1）業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>ア 集団経営指導については、適正な受講料を設定するとともに、必要に応じ開催経費等の見直しを行うなど効率化を図りながら、最低限実費相当経費を自己収入で賄う。</p> <p>また、地方における福祉・医療両経営セミナーの同時期、同一場所での開催等を含め、開催の時期、場所等を工夫することにより、効率的な開催・運営を行う。</p>	<p>（1）業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>ア 集団経営指導については、収支相償の維持に努める。</p> <p>また、業務の効率化を図る観点から、経費削減の効果があると判断されたものについて、引き続き業務の一部を外部に委託するとともに、開催時期、場所、テーマ等を考慮したうえで、地方において同時期、同一場所でセミナーを開催する。</p>	<p>【集団経営指導（セミナー）における収支相償】#41</p> <p>○ 集団経営指導の平成18年度の収支状況については、業務の一部を外部委託するなど、効率的な運用を実施した結果、以下のとおり収支相償を維持することができた。</p> <table border="0"> <tr> <td>受講料収入</td> <td>28,432千円</td> </tr> <tr> <td>開催必要経費</td> <td>23,477千円</td> </tr> <tr> <td>差引き</td> <td>4,955千円</td> </tr> </table> <p>（参考 17年度：6,009千円） （注）開催必要経費：会場借料、謝金、旅費、印刷製本費、通信運搬費</p> <p>【セミナーの効率的な開催】#42</p> <p>○ 平成18年度においては、7回のセミナーにおいて、業務の一部を外部委託した結果、520千円の経費削減を行うことができた。</p> <p>○ 福岡において、福祉・医療の2つのセミナーを連日開催としたことにより、324千円の経費削減を行うことができた。</p>	受講料収入	28,432千円	開催必要経費	23,477千円	差引き	4,955千円
受講料収入	28,432千円								
開催必要経費	23,477千円								
差引き	4,955千円								

中期目標		中期計画		18年度計画		18年度の業務の実績							
<p>イ 個別経営診断については、実地調査を伴うもの及び償還の緩和申請や経営安定化資金の融資申請に義務付けられているものを除き、事務処理の迅速化により、申込書の受理日から報告書の提示までの期間を中期目標期間の平均で60日以内に短縮すること。</p>		<p>イ 個別経営診断については、必要に応じ経営診断・指導マニュアルの見直し等を行って事務処理の迅速化を図ることにより、所要日数に関する中期目標を達成するとともに、最低限実費相当経費を自己収入で賄う。</p>		<p>イ 個別経営診断については、新しい診断料体系に基づき、引き続き事務処理の迅速化を図るとともに、収支相償の維持に努める。</p>		<p>【個別経営診断の処理日数短縮】 #43</p> <p>○ 平成18年度の個別経営診断の平均処理日数については、品質の維持に留意しつつ、事務処理の迅速化に努めた。</p> <p>平成18年度処理日数：平均5.3日 うち経営分析診断：平均29.6日 うち簡易経営診断：平均 3.6日 (参考：平成17年度39.3日)</p> <p>【個別経営指導における収支相償】 #44</p> <p>○ 個別経営診断における平成18年度の収支状況は以下のとおりであり、診断に必要な経費を診断料収入で賄うことができた。</p> <table border="1"> <tr> <td>診断料収入</td> <td>5,574,740円</td> </tr> <tr> <td>必要経費</td> <td>2,921,744円</td> </tr> <tr> <td>差引き</td> <td>2,652,996円</td> </tr> </table> <p>(参考 17年度：428,195円) (注) 必要経費：パンフレット作成 経営診断事業に必要な文献収集費 施設等実態調査費</p>		診断料収入	5,574,740円	必要経費	2,921,744円	差引き	2,652,996円
診断料収入	5,574,740円												
必要経費	2,921,744円												
差引き	2,652,996円												
評価の視点	自己評定	A	評価項目 6	評定	A								
<p>○ セミナー受講料収入によりセミナー開催経費が賄われているか。</p> <p>○ セミナーの効率的な開催・運営のため、どのような工夫がなされたか。</p> <p>○ 申込書受理日から報告書提示までの所要期間が中期目標を達成しているか。</p> <p>○ 実費相当経費が自己収入で賄われているか。</p>		<p>(理由及び特記事項)</p> <p>【集団経営業務における収支相償】 #41</p> <p>○ 集団経営指導については、診療報酬改定等が一段落したことなどの要因もありセミナー参加者及びセミナー受講料収入が平成17年度よりも減少したが、セミナー開催経費を4,955千円上回る受講料収入を上げることができた。</p> <p>【セミナーの効率的な開催】 #42</p> <p>○ 福岡における福祉と医療の2つの経営セミナーの連日開催、7回のセミナーにおける一部業務の外部委託を実施したことにより、844千円の経費削減を行うことができた。</p> <p>【個別経営診断の処理日数短縮】 #43</p> <p>○ 個別経営診断については、平成18年度から新サービス体系による診断を開始し、品質の維持に留意しつつ、事務処理の迅速化に努め、平均処理日数が経営分析診断で平均29.6日、簡易経営診断で平均3.6日、全体で平均5.3日となった。</p> <p>【個別経営指導における収支相償】 #44</p> <p>○ 平成18年度においては、新サービス体系に移行したことに伴い、収入が平成17年度と比べて約5倍に増加し、必要経費を約2,653千円(平成17年度は428千円)上回る診断料収入を上げることができた。</p>		<p>○ 今後、民間委託も含めた業務の効率化についての検討を望む。</p> <p>○ セミナー開催経費について受講料収入で賄うことができおり評価する。</p>									

中期目標	中期計画	18年度計画	18年度の業務の実績
<p>第3 事業毎の業務運営の改善に関する事項</p> <p>2 福祉医療経営指導事業 (2) 業務の質の向上に関する事項</p> <p>ア 経営指導業務の質の向上を図るため、担当部門の調査研究能力の充実強化に努めること。</p>	<p>第2 事業毎の業務運営の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>2 福祉医療経営指導事業 (2) 業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>ア 経営指導業務の質の向上を図るため、調査研究能力の充実強化のための体制づくりを行うとともに、担当職員の資質向上を図る。また、調査研究の成果のうち施設経営の参考指標については、その対象施設の種類を中期目標期間中に4種類以上に増加させる。</p>	<p>第2 事業毎の業務運営の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>2 福祉医療経営指導事業 (2) 業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>ア 経営指導業務の質の向上を図るため、福祉・医療施設等の実態調査、外部セミナーや研修への参加をするとともに、外部の専門家を招聘して研究会を開催し、担当職員の専門能力を更に向上させる。</p>	<p>【担当職員の専門能力向上】 #45</p> <p>○ 平成18年度においては、以下の取組を行い、担当職員の専門能力の向上を図るとともに、当該情報を業務に活用し、診断業務等の質の向上に努めた。</p> <p>a 施設における経費削減の取組や人事評価制度の運営状況を把握するため、15施設に対して訪問調査を実施</p> <p>b 外部専門家との原価管理等についての勉強会を開催</p> <p>c 外部セミナーへの職員の参加</p>
<p>イ 集団経営指導については、セミナー利用者の受講機会を確保するため、中期目標期間の平均で遅くとも実施2か月前までに開催内容を告知すること。</p> <p>また、中期目標期間中においては、国の政策、方針により受講対象者が変動する法人・施設開設者向けのセミナーを除き、中期目標期間中の延べ受講者数を、9,600人以上とすること。</p>	<p>イ 集団経営指導については、セミナーの開催の時期、場所、回数、内容等に係る関係者との調整を迅速に行うとともに、開催告知内容等を工夫し、事前告知に関する中期目標を達成する。</p> <p>また、アンケート調査の実施により受講希望者のニーズの把握に努め、開催の時期、場所、回数、内容等を工夫し、セミナーを毎年17回程度開催することにより、受講者数に関する中期目標を達成するとともに、アンケート調査における受講者の満足度指標を65ポイント以上にする。</p>	<p>イ 集団経営指導については、引き続き告知までの事務処理の迅速化を図ることにより、実施2か月前までの開催告知に努めるとともに、引き続き周知広報の強化を図る。</p> <p>セミナーの開催に当たっては年17回程度開催するとともに、アンケート調査における受講者の満足度指標を65ポイント以上、既存施設向け福祉セミナー及び医療セミナーを対象とし、延べ受講者2,000人以上の確保に努める。</p>	<p>【セミナーの開催実績】 #46</p> <p>○ 平成18年度においては、セミナーを17回開催した。なお、年度計画に定めた各目標の達成状況は、以下のとおりである。</p> <p>a 2か月前までの開催告知 平成18年度の告知日：平均65.4日前 (参考：平成17年度 平均64.9日前) 中期計画期間：平均67.6日前</p> <p>b 満足度指標 平成18年度：66.6ポイント (参考：平成17年度 68.8ポイント) 中期計画期間：67.2ポイント</p> <p>c 延べ受講者数 平成18年度：2,706人 (参考：平成17年度 2,754人) 中期計画期間累計：9,197人</p> <p style="text-align: right;">〈添付資料：12〉</p>

中 期 目 標	中 期 計 画	18 年 度 計 画	18年度の業務の実績
			<p>【広報の強化】 #47</p> <p>○ 平成18年度においては、年度当初にセミナーの年間実施予定表のリーフレットを作成し、関係団体等に配布するとともに、WAMNETや各種雑誌（無料掲載）等を積極的に活用し、広報の強化を図った。</p>
<p>ウ 個別経営診断については、社会福祉や医療の制度変更、経営環境の変化等による経営者のニーズを的確に把握し経営診断の対象拡大又は診断手法の確立を行うこと。</p>	<p>ウ 個別経営診断については、関係団体のセミナーで個別経営診断事業をPRする等、事業の広報宣伝を充実強化することにより、中期目標期間中の延べ診断件数を150件以上とする。また、利用者ニーズに対応して診断手法の改善に努めるとともに、支援費対象施設を経営診断対象に追加するため、経営指標の策定、診断手法の確立等に関する年次計画に基づき、段階的に導入する。</p>	<p>ウ 個別経営診断については、中期目標期間中の中期計画の達成を念頭に置きつつ、診断実施に努める。</p> <p>また、個別経営診断事業の新サービス体系に基づく診断を開始するとともに、経営診断及びコンサルティング手法の改善に向けた検討を行う。</p> <p>併せて、支援費施設の経営診断については、障害者自立支援法に基づいた新たな報酬体系やサービス体系の整備に合わせ、適宜システム開発に向けた準備を実施する。</p>	<p>【個別経営診断実績】 #48</p> <p>○ 平成18年度の経営診断の実績は、合計280件であり、その内訳は以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 実地調査を伴うもの：3件（医療3件） ・ 経営分析診断：18件（福祉10件、医療8件） ・ 簡易経営診断：259件（福祉181件、医療78件） <p style="text-align: right;">計280件（福祉191件、医療89件）</p> <p>【個別経営診断メニューの拡充】 #49</p> <p>○ 平成18年度より従来の個別経営診断のメニューの拡充を行い、施設の経営課題の抽出と改善策の提案を行う「経営分析診断」と、よりシンプルかつスピーディーに経営状況を標準的経営指標値と比較できる「簡易経営診断」の2種類のサービス体系とした。簡易経営診断については、貸付先への簡易経営診断申込書・パンフレットの送付や、セミナー等でのPRに努めた結果、259件の実績を上げることができた。</p> <p style="text-align: right;">〈添付資料：13〉</p> <p>【支援費施設の経営診断】 #50</p> <p>○ 支援費施設の経営診断開始に向けて、データのサンプルを収集の上、暫定的な経営指標の算出を行った。</p>

中 期 目 標	中 期 計 画	18 年 度 計 画	18年度の業務の実績
<p>エ 開業医承継支援事業について中期目標期間中における紹介件数の総数を135件以上とするとともに、譲渡希望及び開業希望の登録後のフォローアップ・サービスを充実強化すること。</p>	<p>エ 開業医承継支援事業については、雑誌広告や地区医師会等に対するポスター掲示依頼など広報宣伝を充実強化することにより、紹介件数に関する中期目標を達成する。また、登録者のニーズに対応し、インターネットを通じた情報提供等を行うことにより、フォローアップ・サービスの充実強化に努める。</p>	<p>エ 開業医承継支援事業については、雑誌広告などの広報宣伝により、中期目標期間中の中期目標の達成を念頭に置きつつ、紹介件数の確保に努める。</p> <p>また、登録者に対するフォローアップ・サービスとして、引き続き譲渡希望医の物件案内についてメール及び郵送により配信する。</p>	<p>【開業医承継支援事業実施状況】 #51</p> <p>○ 平成18年度の紹介実績は、以下のとおりであり、中期目標を達成した。</p> <p>平成18年度の紹介件数： 12件 中期計画期間累計 ： 140件</p> <p>【登録者に対するフォローアップ】 #52</p> <p>○ 登録者に対するフォローアップ・サービスとして、譲渡希望医の物件案内を毎月1回開業希望医にメール及び郵送により配信した。</p> <p>(3月末日郵送236件、メール115件配信)</p>

評価の視点	自己評定	A	評価項目 7	評定	A
<ul style="list-style-type: none"> ○ 調査研究能力の充実強化のため、どのような体制づくりが行われたか。 ○ 公表した施設経営の参考指標の対象施設の種類について中期計画の数値を達成しているか。 なお、経営参考指標については、対象施設の決算処理に起因するデータの信頼性の問題で、参考指標にまとめることが困難な場合は、その事情を考慮する。 ○ 職員の資質向上に向け、どのような取組みがなされているか。 ○ セミナーの開催告知について、中期目標に定められた期間内にホームページへ掲載できたか。 ○ セミナーの受講者数について、中期目標の数値を達成しているか。 ○ 受講者へのアンケート調査の結果、満足度指標が中期計画の数値を達成しているか。 ○ 個別経営診断について、延べ診断件数が中期計画の数値を達成しているか。 ○ 経営者のニーズに対応して、経営診断の対象拡大や診断手法の確立等に向けてどのような取組みが行われたか。 ○ 紹介件数について、中期目標の数値を達成しているか。 ○ インターネットを通じた情報提供等、フォローアップ・サービスの充実強化のための取組みがなされたか。 	<p>(理由及び特記事項)</p> <p>【施設経営の参考指標の作成】 #50</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成16年度に特別養護老人ホーム及びケアハウスの参考指標を作成し、中期計画目標である4種類の整備ができたところであり、平成18年度においては、支援費施設について暫定的な経営指標の算出を行った。 <p>【担当職員の専門能力向上】 #45</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成18年度においては、施設における経費削減等の取組を把握するため15施設を訪問調査したほか、外部専門家との勉強会の開催や外部セミナーへの参加等により専門能力の向上に努めた。 <p>【セミナーの開催告知】 #46</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ セミナーの開催については、平成18年度平均で65.4日前に告知を行い、中期目標の2か月前を上回ることができた。 <p>【セミナーの受講者数】 #46、47</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成18年度においては、年度計画目標である2,000人を大幅に上回る2,706人の受講者を確保し、中期目標期間累計も9,197人（達成率約96%）となり、中期目標を大幅に上回る実績を上げることができると見込んでいる。 <p>【満足度指標】 #46</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成18年度におけるセミナーの受講者へのアンケート調査の満足度指標については、中期計画の目標値を上回る66.6ポイントを達成することができた。 <p>【個別経営診断実績】 #48</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成18年度から新サービス体系に移行し、診断メニューの拡充を行ったこと等から、280件の診断実績を上げ、中期計画期間累計も380件となり中期計画目標を達成した。 なお、平成18年度においては、簡易経営診断のPR等に努めた結果、259件の実績を上げ、経営診断の普及を図ることができた。 <p>【診断手法の改善】 #49</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 新サービス体系への移行により簡易経営診断を開始するとともに、従来型の経営分析診断においては、人口動向や競合施設などの分析を新たに加えるなど内容の充実を図った。また、実地調査を伴う診断においては、施設の職員に対するアンケートを行い、施設の現場の声を広く汲み上げ、改善指導に反映させるなどの工夫を行った。 <p>【開業医承継支援事業実施状況】 #51、52</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 開業医承継支援事業については、平成18年度において12件の紹介を行い、中期計画期間累計で140件の実績となり、中期計画目標を達成した。また、登録者に対しては、メール・郵送などにより引き続き情報提供を行った。 			<ul style="list-style-type: none"> ○ 利用者の満足度調査について、より一層の内容の充実を期待する。 ○ 調査研究能力向上に一層の対応を期待する。セミナー事業は目標を上回る成果を上げており評価する。 ○ 目標を上回る実績は高く評価できる。 	

中期目標	中期計画	18年度計画	18年度の業務の実績
<p>第3 事業毎の業務運営の改善に関する事項</p> <p>3 長寿・子育て・障害者基金事業 長寿・子育て・障害者基金事業については、国から出資を受けた長寿・子育て・障害者基金の運用益（独立行政法人福祉医療機構法の一部を改正する法律（平成16年法律第139号）による改正後の独立行政法人福祉医療機構法（平成14年法律第166号。以下「機構法」という。）附則第11条第1項に基づく場合にあっては、基金の一部を取り崩すことにより得られた利益とする。）を用いて、独創的・先駆的な活動など民間の創意工夫を活かしたボランティア団体等における自発的な福祉活動に対し、次に掲げる方針の下で、効果的に資金助成を行うことにより、多様な福祉ニーズに対応できる社会環境の醸成に努めること。</p>	<p>第2 事業毎の業務運営の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>3 長寿・子育て・障害者基金事業 長寿・子育て・障害者基金事業（以下「基金事業」という。）においては、国から出資を受けた長寿・子育て・障害者基金の運用益（独立行政法人福祉医療機構法の一部を改正する法律（平成16年法律第139号）による改正後の独立行政法人福祉医療機構法（平成14年法律第166号。以下「機構法」という。）附則第11条第1項に基づく場合にあっては、基金の一部を取り崩すことにより得られた利益とする。）を用いて、独創的・先駆的な活動など民間の創意工夫を活かしたボランティア団体等における自発的な福祉活動に対し、次に掲げる方針により本中期目標期間内における基金事業を実施し、効果的に資金助成を行うことにより、多様な福祉ニーズに対応できる社会環境の醸成に努めることとする。</p>	<p>第2 事業毎の業務運営の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>3 長寿・子育て・障害者基金事業 長寿・子育て・障害者基金事業（以下「基金事業」という。）においては、国から出資を受けた長寿・子育て・障害者基金の運用益（独立行政法人福祉医療機構法の一部を改正する法律（平成16年法律第139号）による改正後の独立行政法人福祉医療機構法（平成14年法律第166号。以下「機構法」という。）附則第11条第1項に基づく場合にあっては、基金の一部を取り崩すことにより得られた利益とする。）を用いて、独創的・先駆的な活動など民間の創意工夫を活かしたボランティア団体等における自発的な福祉活動に対し、次に掲げる方針により、平成17事業年度分の助成事業の適切な評価、平成18事業年度分の助成事業の適正な実施、並びに平成19事業年度分の助成事業の募集及び選定の適正な実施に努めることとする。</p>	<p>3 長寿・子育て・障害者基金事業 長寿・子育て・障害者基金事業（以下「基金事業」という。）においては、国から出資を受けた長寿・子育て・障害者基金の運用益（独立行政法人福祉医療機構法の一部を改正する法律（平成16年法律第139号）による改正後の独立行政法人福祉医療機構法（平成14年法律第166号。以下「機構法」という。）附則第11条第1項に基づく場合にあっては、基金の一部を取り崩すことにより得られた利益とする。）を用いて、独創的・先駆的な活動など民間の創意工夫を活かしたボランティア団体等における自発的な福祉活動に対し、次に掲げる方針により、平成17事業年度分の助成事業の適切な評価、平成18事業年度分の助成事業の適正な実施、並びに平成19事業年度分の助成事業の募集及び選定の適正な実施に努めた。</p> <p style="text-align: right;">〈添付資料：14〉</p>

中 期 目 標	中 期 計 画	18 年 度 計 画	18年度の業務の実績
<p>① 国における社会福祉施策の推進とあいまって、高齢者・障害者の在宅福祉と生きがい・健康づくり、子育て支援、障害者の社会参加等、社会福祉の振興を図ること。</p> <p>その際、助成団体としての専門性・自主性を発揮して、民間福祉活動の推進が必要な分野に資金助成が適切に行われるように配慮すること。</p> <p>その中で、専門的助成団体として、地域における独創的・先駆的事业への助成について、国の政策の動向や事業評価の結果も踏まえ、毎年度4分野以上重点助成分野を設け、優先的に助成を行うこと。</p>	<p>① 長寿社会福祉基金、高齢者・障害者福祉基金、子育て支援基金及び障害者スポーツ支援基金の4基金により、高齢者・障害者の在宅福祉と生きがい・健康づくり、子育て支援、障害者の社会参加等様々な民間福祉活動からの資金助成ニーズに対応していく。</p> <p>なお、この場合、次の点に留意する。</p> <p>a 各基金の助成分野に跨る活動や従来の枠を超えた新しい活動に対しても助成対象としていくよう努める。</p> <p>b 民間福祉活動の専門的助成団体としての戦略的視点に立ち、事業評価の結果も踏まえ、地域における特定非営利活動法人などによる民間福祉活動の育成・支援の観点から、重点的助成分野を設定するなど、特に必要な分野に適切かつ重点的に助成を実施していく方策を検討し、可能なものから実施することにより、重点分野に関する中期目標を達成する。</p>	<p>① 長寿社会福祉基金、高齢者・障害者福祉基金、子育て支援基金及び障害者スポーツ支援基金の4基金により、高齢者・障害者の在宅福祉と生きがい・健康づくり、子育て支援、障害者の社会参加等様々な民間福祉活動からの資金助成ニーズに対応していく。</p> <p>なお、この場合、次の点に留意する。</p> <p>a 世代間交流を内容とする事業や幅広い者を対象とする事業など、必ずしも従来の枠に留まらない新しい事業に係る要望についても、行政施策や地域のニーズの動向等を踏まえ、積極的に助成する方向で選定するとともに、関係方面に広報する。</p> <p>b 平成19事業年度分の募集にあたり、4基金のそれぞれにつき、国の政策方針等を勘案した重点助成分野を設定し、その重点助成分野に該当する要望について優先的に採択する。</p> <p>なお、多様な資金助成ニーズに対応するため平成18年度助成分より特別分において新たに設けた複数年助成については、その対象を含め適切なあり方について検討する。</p>	<p>【新しい活動への助成】#53</p> <p>○ 平成19年度分の助成事業の募集・選定に当たり、募集要領及び選定方針に、「新しい発想に基づく従来の枠を超えた活動について積極的に対象とする」ことを明記し、機構のホームページへの掲載、ダイレクトメールの送付により周知を図るとともに、社会福祉協議会に対する事務説明会を開催するなど、きめ細かな対応に努めた。</p> <p>○ 平成19年3月に、審査・評価委員会において上記選定方針に基づき選定した結果、従来の枠に留まらない新しい事業として、80事業（参考：平成18年度55事業）を採択した。</p> <p>〈添付資料：15, 16, 17〉</p> <p>【重点助成分野の設定】#54</p> <p>○ 平成19年度分の助成事業の募集に当たり、募集要領に4基金で6分野（昨年度より1分野増）の「重点助成分野」を設定し、機構のホームページへの掲載、ダイレクトメールの送付により周知を図るとともに、社会福祉協議会に対する事務説明会を開催するなど、きめ細かな対応に努めた。</p>

中 期 目 標	中 期 計 画	18 年 度 計 画	18年度の業務の実績
---------	---------	------------	------------

			<p>○ また、選定方針に、「重点助成分野に関する助成事業を優先的に選定すること」を明記し、平成19年3月に、審査・評価委員会において上記選定方針に基づき選定した結果、重点助成分野に関する事業として、以下のとおり277事業（参考：平成18年度141事業）を採択した。</p> <p style="text-align: right;">〈添付資料：18〉</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">基金の種類</th> <th style="text-align: center;">重点助成分野</th> <th style="text-align: center;">採択事業数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>長寿社会福祉基金</td> <td>・認知症の高齢者を介護する家族負担軽減に関する事業</td> <td style="text-align: center;">15事業</td> </tr> <tr> <td>高齢者・障害者福祉基金</td> <td>・障害者の自立生活・就労支援に関する事業</td> <td style="text-align: center;">96事業</td> </tr> <tr> <td>子育て支援基金</td> <td>・子育て支援のネットワークづくりに関する事業 ・子どもにとっての安全、安心な地域環境づくり活動に関する事業（新設） ・児童虐待に関する活動への支援強化に関する事業</td> <td style="text-align: center;">152事業</td> </tr> <tr> <td>障害者スポーツ支援基金</td> <td>・新しい障害者スポーツの啓発・普及に関する事業</td> <td style="text-align: center;">14事業</td> </tr> </tbody> </table> <p>【特別分における複数年助成の審査及びあり方検討】#55</p> <p>○ 複数年助成については、各基金の重点助成分野に該当し、複数年で事業を行うことが効果的と考えられるテーマを対象に平成18年度に試行的に実施したところであるが、多様な資金助成ニーズに対応する上で複数年助成は必要と判断し、平成19年度も募集を継続することとし、2年間で10,000千円（1事業年度5,000千円を上限）を助成限度額として設定し、募集を行った。</p> <p>○ 平成19年度の複数年助成事業の選定に当たっては、特別分助成事業の選定方針に「複数年助成の趣旨及びテーマに沿った事業であること」を明記し、平成19年3月の審査・評価委員会において各基金から計6事業を採択した。</p> <p>なお、平成18年度に採択された複数年助成事業については、平成18年11月に進捗状況実地調査を行った結果、事業が当初計画どおり順調に進んでいることが確認できたので、2年目の事業について継続承認することとした。</p> <p style="text-align: right;">〈添付資料：19〉</p>	基金の種類	重点助成分野	採択事業数	長寿社会福祉基金	・認知症の高齢者を介護する家族負担軽減に関する事業	15事業	高齢者・障害者福祉基金	・障害者の自立生活・就労支援に関する事業	96事業	子育て支援基金	・子育て支援のネットワークづくりに関する事業 ・子どもにとっての安全、安心な地域環境づくり活動に関する事業（新設） ・児童虐待に関する活動への支援強化に関する事業	152事業	障害者スポーツ支援基金	・新しい障害者スポーツの啓発・普及に関する事業	14事業
基金の種類	重点助成分野	採択事業数																
長寿社会福祉基金	・認知症の高齢者を介護する家族負担軽減に関する事業	15事業																
高齢者・障害者福祉基金	・障害者の自立生活・就労支援に関する事業	96事業																
子育て支援基金	・子育て支援のネットワークづくりに関する事業 ・子どもにとっての安全、安心な地域環境づくり活動に関する事業（新設） ・児童虐待に関する活動への支援強化に関する事業	152事業																
障害者スポーツ支援基金	・新しい障害者スポーツの啓発・普及に関する事業	14事業																

中 期 目 標	中 期 計 画	18 年 度 計 画	18年度の業務の実績																
<p>また、機構法附則第11条第1項に基づき、障害者スポーツの振興のために特に必要な助成の対象とする活動は、独立行政法人福祉医療機構法の一部を改正する法律（平成16年法律第139号）の制定趣旨を踏まえ、障害者スポーツ国際大会の開催及び選手派遣（選手強化に関する活動を含む。）に関する活動とすること。</p>	<p>また、機構法附則第11条第1項に基づき、障害者スポーツの振興のために障害者スポーツ国際大会の開催及び選手派遣（選手強化に関する活動を含む。）に関する活動に対し、特に必要な助成を行う。</p> <p>c 民間福祉活動育成という趣旨に鑑み、地域における独創的・先駆的事业及び地域の実情に即したきめ細かな事業については、事業継続の能力及び意向の確認を重視した審査を行うことにより、中期目標期間内において、平均して80%以上の助成団体において助成終了後も事業が継続されるようにするものとする。</p>	<p>また、機構法附則第11条第1項に基づき、障害者スポーツの振興のために障害者スポーツ国際大会への選手派遣（選手強化に関する活動を含む。）に関する活動に対し、特に必要な助成を行う。</p> <p>c 平成16事業年度分の地域における独創的・先駆的事业（特別分）及び地域の実情に即したきめ細かな事業（地方分）の継続状況を確認するとともに、平成19事業年度分の特別分及び地方分助成事業の選定においても、事業継続の能力及び意向の確認を重視した審査を行うことにより、助成事業の80%以上につき、助成終了後も当該団体において事業が継続されるようにするものとする。</p>	<p>【障害者スポーツ国際大会への選手派遣に関する活動への助成】#56</p> <p>○ 平成16年度の機構法改正の趣旨を踏まえ、特に必要な事業としてフェスピック大会、冬季デフリンピック等の国際大会への派遣や選手強化等を行う事業に対し助成を実施し、障害者の自立と社会参加に対する理解の向上を図った。</p> <p>【平成16年度分助成事業の継続状況の調査】#57</p> <p>○ 平成16年度分助成事業に関して助成終了後も引き続き事業を継続しているかについて、フォローアップ調査を平成18年6月に実施した。その結果、以下のとおり、助成終了後も多くの事業が継続して実施されており、助成が事業の立ち上げや新しい展開を支援していることが確認できた。</p> <p>なお、当調査結果については、平成18年11月に開催した審査・評価委員会評価部会に報告の上、広報誌及び機構ホームページ等により公表した。</p> <table border="1" data-bbox="2226 945 2878 1270"> <thead> <tr> <th>助成事業の種類</th> <th>助成事業 (a)</th> <th>継続事業 (b)</th> <th>継続率 (b/a)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特別分助成 <small>(独創的・先駆的事业を対象)</small></td> <td>59事業 (81事業)</td> <td>54事業 (73事業)</td> <td>91.5% (90.1%)</td> </tr> <tr> <td>地方分助成 <small>(地域の実情に即したきめ細かな事業を対象)</small></td> <td>530事業 (534事業)</td> <td>484事業 (505事業)</td> <td>91.3% (94.6%)</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>589事業 (615事業)</td> <td>538事業 (578事業)</td> <td>91.3% (94.0%)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※（ ）の中は、平成17年度調査（平成15年度助成事業）の実績</p> <p>【平成19年度分助成事業の審査及び事業継続】#58</p> <p>○ 平成19年度分助成事業の選定に当たり、選定方針に「事業継続の能力及び意向を重視した審査を行う」ことを明記し、この選定方針に基づき、平成19年3月に審査・評価委員会において選定した。</p> <p>○ なお、平成19年度分の助成事業の事業継続状況の確認については、事業終了後1年以上継続していることを確認するため、平成21年度のフォローアップ調査において実施することとしている。</p>	助成事業の種類	助成事業 (a)	継続事業 (b)	継続率 (b/a)	特別分助成 <small>(独創的・先駆的事业を対象)</small>	59事業 (81事業)	54事業 (73事業)	91.5% (90.1%)	地方分助成 <small>(地域の実情に即したきめ細かな事業を対象)</small>	530事業 (534事業)	484事業 (505事業)	91.3% (94.6%)	合 計	589事業 (615事業)	538事業 (578事業)	91.3% (94.0%)
助成事業の種類	助成事業 (a)	継続事業 (b)	継続率 (b/a)																
特別分助成 <small>(独創的・先駆的事业を対象)</small>	59事業 (81事業)	54事業 (73事業)	91.5% (90.1%)																
地方分助成 <small>(地域の実情に即したきめ細かな事業を対象)</small>	530事業 (534事業)	484事業 (505事業)	91.3% (94.6%)																
合 計	589事業 (615事業)	538事業 (578事業)	91.3% (94.0%)																

中 期 目 標	中 期 計 画	18 年 度 計 画	18年度の業務の実績										
<p>② 全国的な活動から地域の実情に即したきめ細かな活動、あるいは独創的・先駆的な活動など、多種多様に展開される民間福祉活動に幅広く対応することとする。</p> <p>このため、中期目標期間内において、地域における特定非営利活動法人等による活動の育成・支援に特に留意すること。</p>	<p>② 全国的な活動、地域におけるきめ細かな活動、そして独創的・先駆的活動のそれぞれへの助成の募集及び選定の方針及び方法につき、適宜見直しを行い、多様なニーズに適切に対応できる助成となるよう努め、助成のうち70%以上は、地域において特定非営利活動法人等が実施する独創的・先駆的事業や地域の実情に即したきめ細かな事業に助成するものとする。</p>	<p>② 平成19事業年度分の助成事業の選定において、地域における特定非営利活動法人等による活動の育成・支援に特に留意し、そのうち70%以上は、地域において特定非営利活動法人等が実施する独創的・先駆的事業や地域の実情に即したきめ細かな事業に助成するものとする。</p>	<p>【独創的・先駆的事業等への助成】#59</p> <p>○ 平成19年度分助成事業の選定に当たり、選定方針に「地域における独創的・先駆的な活動や地域の実情に即したきめ細かな事業など、地域における民間の創意工夫を活かした福祉活動を推進するため、『特別分』及び『地方分』助成事業が全助成事業の70%以上となるよう配慮する」ことを明記し、平成19年3月に、審査・評価委員会において上記選定方針に基づき選定した結果、昨年度より173件多い871件を採択した。</p> <table border="1" data-bbox="2226 682 2878 850"> <thead> <tr> <th rowspan="2">全助成事業数 (a)</th> <th colspan="2">特別分+地方分</th> <th rowspan="2">占有率 (b/a)</th> </tr> <tr> <th>(b)</th> <th>特別分 地方分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1,033</td> <td>871</td> <td>105 766</td> <td>84.3%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※助成事業数には、複数年助成事業（二年次目）を含む。</p>	全助成事業数 (a)	特別分+地方分		占有率 (b/a)	(b)	特別分 地方分	1,033	871	105 766	84.3%
全助成事業数 (a)	特別分+地方分		占有率 (b/a)										
	(b)	特別分 地方分											
1,033	871	105 766	84.3%										
<p>③ 整理合理化計画に基づき、助成した事業の事後評価の実施、評価結果を反映した資源配分を実施すること。</p> <p>このため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努めること。</p>	<p>③ 全助成事業を対象として事後評価を実施し、その成果を、事業の採択及び基金事業運営の改善に活かしていくことにより、評価結果を反映した資源配分を実施する。</p> <p>このため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努めることとする。</p>	<p>③ 平成16事業年度分の全助成事業を対象とした事後評価の成果を踏まえ、平成19事業年度分の助成事業の募集要領を策定するとともに、平成17事業年度分の全助成事業を対象とした事後評価を実施し、その成果を平成19事業年度分の助成事業の選定に反映する。</p> <p>このため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努めることとする。</p>	<p>【事後評価の成果の反映】#60</p> <p>○ 平成18年3月に取りまとめた「平成16年度助成事業に関する事後評価報告書」において提言された5項目について、平成19年度分助成事業の募集要領に反映させた。</p> <p>【平成17年度分助成事業の事後評価の実施】#61</p> <p>○ 平成17年度分助成事業の事後評価については、中間取りまとめとして、平成18年12月に「平成19年度助成事業の選定に当たっての留意事項」が取りまとめられ、その内容が「平成19年度分助成事業の選定方針」に反映され、同方針に基づき、審査・評価委員会において平成19年度の助成事業の選定が行われた。</p> <p>なお、個別評価実績については、平成19年度分助成事業の審査に有効に活用した。</p> <p>○ また、助成団体による自己評価、審査・評価委員会（評価部会）及び機構事務局によるヒアリング評価並びに機構事務局による書面評価のプロセスを経て、平成19年3月に「平成17年度助成事業に関する事後評価報告書」（以下「事後評価報告書」という。）を取りまとめた。</p> <p>○ 事後評価報告書においてなされた提言は、平成20年度分助成事業の募集要領の見直しに反映させることとしている。</p> <p style="text-align: right;">〈添付資料：20〉</p>										

評価の視点	自己評定	—	評 定
<ul style="list-style-type: none"> ○ 助成対象先の選定に当たっては、従来の枠を超えた新しい活動を助成対象としているか。 ○ 重点助成分野の設定数は中期目標を達成しているか。 ○ 障害者スポーツの振興のため特に必要と認められる活動に対し特に必要な助成が行われているか。 ○ 地域における独創的・先駆的事业及び地域の実情に即したきめ細かな事業については、助成終了後も事業を継続している助成団体割合が中期計画の数値を達成しているか。（助成事業実施の翌々年度に測定） ○ 総助成件数に占める特定非営利活動法人等が実施する独創的・先駆的事业及び地域の実情に即したきめ細かな事業への助成件数の割合が中期計画の数値を達成しているか。 ○ 事後評価の成果が、資源配分に適切に反映されているか。 	<p>(理由及び特記事項)</p> <p>評価項目9で評価</p>		

中期目標	中期計画	18年度計画	18年度の業務の実績						
<p>第3 事業毎の業務運営の改善に関する事項</p> <p>3 長寿・子育て・障害者基金事業 (1) 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>ア 基金の運用については、安全かつ確実な方法による運用を基本としながらも可能な限り運用効率を高めるよう努めること。</p>	<p>第2 事業毎の業務運営の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>3 長寿・子育て・障害者基金事業 (1) 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>ア 以下の措置を講じることにより、中期目標期間における助成が効率的かつ安定的なものとなるよう努める。 (ア) 本中期目標期間内の各年度における各基金の運用益、助成額等について、一定の前提の下に中期助成計画を策定し、金融情勢の変動を踏まえ、定期的にその見直しを行う。</p> <p>(イ) 安全かつ確実な方法による運用を基本としながらも、経済情勢や市場状況に関する情報を不断に把握し、適切な運用資産及び金融機関の選択に努めることにより可能な限り運用効率を高める。</p>	<p>第2 事業毎の業務運営の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>3 長寿・子育て・障害者基金事業 (1) 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>ア 中期助成計画及び金利情勢を踏まえ、平成19事業年度分の事業計画及び運用計画を策定する。</p> <p>イ 基金の運用については、安全かつ確実な方法を基本としながらも、経済情勢や市場状況に関する情報を不断に把握し、適切な運用資産及び金融機関の選択に努めることにより可能な限り運用効率を高める。</p>	<p>【平成19年度事業計画及び運用計画の策定】#62</p> <p>○ 平成19事業年度分の事業計画及び運用計画については、平成19年3月の審査・評価委員会の審議等を経て、中期助成計画を踏まえた上で策定した。 また、平成19年度分の助成事業の選定に当たっては、限られた財源の中で効果的な助成を行うため、「選定方針」に重点助成分野に関する助成事業を優先的に選定することなどを定め、平成19年度分の助成事業の選定を行った。</p> <p>【基金の運用効率の向上】#63</p> <p>○ 平成18年度の基金の運用については、運用計画に基づき、安全確実で、かつ、効率的な運用を図るとの観点から、財投機関債を中心とした運用を行った結果、再運用した140億円について、以下のとおり長期金利指標である国債の平均利回り1.90%を0.14%上回る実績を上げることができた。</p> <p>《平均運用利回り》</p> <table border="1" data-bbox="2220 1276 2881 1398"> <thead> <tr> <th>18年度実績</th> <th>国債で運用した場合</th> <th>差引き</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2.04%</td> <td>1.90%</td> <td>0.14%</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 最新の金融情勢や市場状況を把握し、運用効率の向上を図るため、専門誌等の文献情報、銀行、証券会社等からの情報を日常的に収集したほか、外部セミナーへの職員の派遣、エコノミスト等を招聘した勉強会を開催した。</p>	18年度実績	国債で運用した場合	差引き	2.04%	1.90%	0.14%
18年度実績	国債で運用した場合	差引き							
2.04%	1.90%	0.14%							

中期目標		中期計画		18年度計画		18年度の業務の実績	
<p>イ 助成金の交付申請の受理から交付決定までの所要期間について、事務処理の効率化を図り、申請内容の不備などを除き、中期目標期間最終年度において平均で30日以内で処理するよう努めるものとする。</p>		<p>イ 助成金の交付申請の受理から交付決定までの所要期間について、事務の合理化等により、毎年度計画的に縮減に努め、所要期間に関する中期目標を達成する。</p>		<p>ウ 平成18事業年度分の助成金の交付申請の受理から交付決定までの所要期間の短縮については、平均で30日以内で処理するよう努める。</p>		<p>【交付決定処理期間の短縮】#64</p> <p>○ 平成18年度助成金の交付決定において、以下の措置を講じたことなどにより、事務処理期間を全体で19.8日（昨年度27.5日）まで短縮することができた。</p> <p>《措置の内容》</p> <p>a 前年度に引き続き、「助成事業の事務手引き（団体用）」について、利用者の意見を反映して分かりやすい記述に改め、助成団体の記載不備を少なくすることができた。</p> <p>b 助成金交付要綱等の規程の改正により、交付申請様式を簡略化した。</p>	
評価の視点		自己評価	A	評価項目 8	評価	A	
<p>○ 年度ごとの事業計画及び運用計画が策定されているか。</p> <p>○ 金融情勢や市場状況に関する情報収集を十分に行い、運用判断に活かしているか。</p> <p>○ 助成金交付申請書受理日から交付決定日までの所要期間について、中期目標の数値を達成しているか。</p>		<p>(理由及び特記事項)</p> <p>【事業計画及び運用計画の策定】#62</p> <p>○ 低金利が継続する厳しい運用環境を踏まえ、独創的・先駆的事业への助成及び地域におけるきめ細かな事業への助成を重視する方針のもと、中期助成計画に沿って、平成19年度分の事業計画及び運用計画を的確に策定することができた。また、平成18年度分より1分野多い6分野の重点分野を設け、限られた財源の効果的な配分に努めた。</p> <p>【基金の運用効率の向上】#63</p> <p>○ 最新の金融情勢や市場状況に関する日常的な情報収集に加え、他の財投機関等の債券投資家向け説明会に参加するなど積極的な情報収集を行い、再運用の際の判断に活用した。その結果、平成18年度の基金の運用については、長期金利の指標である国債の平均利回りを上回る運用実績（0.14%）を上げることができた。</p> <p>【交付決定処理期間の短縮】#64</p> <p>○ 平成18年度分の助成金の交付申請処理に当たって、平成17年度に実施した事務処理方法の問題点等の分析結果を基に、申請様式の簡略化などの事務処理方法の改善や助成事業の事務手引き（団体用）の更なる改善を実施した結果、交付申請から交付決定までの所要期間を中期目標の30日以内に納めることができた。</p> <p>○ 交付決定までの所要期間は、全体平均所要期間が19.8日となり、平成17年度の27.5日を大幅に短縮することができた。</p>		<p>○ 適切な運用をしている。</p> <p>○ 交付決定までの期間を大きく短縮したことは特に評価できる。</p> <p>○ 事業計画、運用計画の策定について評価する。</p>			

中 期 目 標	中 期 計 画	18 年 度 計 画	18年度の業務の実績
<p>第3 事業毎の業務運営の改善に関する事項</p> <p>3 長寿・子育て・障害者基金事業 (2) 業務の質の向上に関する事項</p> <p>ア 助成の仕組みや手続が国民に理解しやすく利用しやすいものとなるように、その見直しを進め、手続の簡素合理化、相談対応や広報の充実を図ることにより、活動団体の応募機会の確保及び便宜に努めること。</p>	<p>第2 事業毎の業務運営の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>3 長寿・子育て・障害者基金事業 (2) 業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>ア 助成の仕組みや手続が国民に理解しやすく利用しやすいものとなるよう、次の措置を講じる。 (ア) 助成の募集の広報を幅広く積極的に行い、周知を図るとともに、様々な相談に対応する。このため、募集要領を募集締め切りの2か月前までにホームページなどで公開する。</p>	<p>第2 事業毎の業務運営の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>3 長寿・子育て・障害者基金事業 (2) 業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>ア 助成の仕組みや手続が国民に理解しやすく利用しやすいものとなるよう、次の措置を講じる。 (ア) ホームページなどの活用により、助成事業に関する情報提供を幅広く積極的に行い、周知を図るとともに、様々な相談に対応する。また、募集要領は募集締め切りの2か月前までにホームページなどで公開するなど、早期の情報提供に努める。</p>	<p>【募集要領等の改正】 #65</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成19年度分助成の募集に先立って、従来11種類に細分化されていた募集要領を一般分、特別分、地方分の3種類にまとめ、応募団体に分かりやすいものに改定するとともに、併せて応募団体の利便の向上を図るため、以下の措置を講じた。 <ul style="list-style-type: none"> a 募集要領に助成対象経費の例示を記載 b 助成金交付要望書の様式を改正 c 記載要領・記載例の見直し d Q&Aの拡充 <p>【募集情報の提供・募集要領の公表】 #66</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成19年度分助成事業の募集について、募集方法を見直し、より分かりやすく行った結果、応募件数が前年度に比し33.9%増加した。 ○ 国民が助成事業に関する情報に容易にアクセスできるように、以下の取組を行った。 <ul style="list-style-type: none"> a 募集案内を作成の上、各都道府県・市町村の行政・社会福祉協議会等のほか、現在認証されている全ての福祉関連の特定非営利活動法人に配布を行った。(約3万箇所) また、募集案内の作成に当たっては、従来基金別に4種類作成していたものを、一冊にまとめ、分野横断的に活動している応募団体にも分かりやすいものとした。 b 全国6ヶ所において行った事業報告会の内容を2回にわたり全国紙を通じて普及啓発するとともに、併せて募集案内も掲載し、効果的な広報活動を行った。 c 平成19年度分助成事業の募集要領のホームページへの掲載については、8月3日に速報版を掲載し、8月18日に応募様式も含めて全てのコンテンツを公開した。 d 特別分の複数年事業の助成及び新たに創設した地方分モデル事業の助成の募集について、ホームページで公開するとともに、専用のパンフレットを作成し、広く募集した。(約1万箇所)

中 期 目 標	中 期 計 画	18 年 度 計 画	18年度の業務の実績
		<p>(イ) 各地で開催する事業報告会の開催と併せて、助成事業の積極的な周知を図るとともに、助成要望団体からの様々な相談に応じ、便宜の向上に努める。</p>	<p>○ 国民が助成の仕組みや手続を理解しやすく利用しやすくするために、以下の取組を行った。</p> <p>a 募集案内用パンフレットについて、従来基金別に4種類作成していたものを、一冊にまとめ、分野横断的に活動している応募団体にも分かりやすいものとした。</p> <p>b 募集要領をホームページに掲載するに当たり、掲載内容、構成等を改善し、分かりやすいものとした。</p> <p>c 募集手続き等を更に分かりやすくして欲しいとの要望に応じて、従来のホームページ用と社会福祉協議会用のQ&Aを見直すとともに、応募団体用として特別分、地方分、地方分モデル事業のQ&Aを新たに追加作成した。</p> <p>d 地方分の応募団体に対する適切な指導を依頼するため、窓口となる都道府県・政令指定都市社会福祉協議会を対象とした事務説明会を開催した。(平成18年8月21日)</p> <p>【事業報告会の開催等】 #67</p> <p>○ 前年度の事業評価において特に評価の高かった事業を紹介する事業報告会を、従来の年2回から6回へ大幅に増やした。</p> <p>○ 事業報告会では、助成事業の積極的な周知を図るとともに、個別相談の機会も設け、各地の団体の相談にきめ細かく応えることができた。</p> <p>○ 社会福祉協議会に対して事務説明会を開催し、各地域においても助成事業の説明会を開催するよう促すとともに、要請のあった社会福祉協議会が開催する説明会に機構職員を派遣した。また、助成事業の適正な執行に資するため、12道府県市の社会福祉協議会において、当該地域の助成先団体を対象に事務指導を実施した。</p> <p>○ 助成事業実施団体の活動の一助となるよう冊子「助成事業に役立つヒント集」を作成し、平成19年度助成事業実施内定団体等に配布するとともに、ホームページ上にも公開した。</p>

中 期 目 標	中 期 計 画	18 年 度 計 画	18年度の業務の実績
---------	---------	------------	------------

<p>イ 助成事業の事後評価を徹底し、その成果を、助成事業採択や基金事業運営の改善、助成団体への指導助言に活かしていくとともに、評価の高い助成事例については、広く周知を図ることにより、民間団体の活動の推進に資するとともに、有望な助成案件の把握に努めること。</p>	<p>(イ) 助成の応募などの手続について電子申請の実現に向けて準備を進める。</p> <p>イ 助成事業の選定及び事後評価について、外部有識者の委員会を設けて一体的に審議するとともに、以下の措置を講じる。</p> <p>(ア) 助成事業の選定にあたっては、客観性及び透明性を確保するため、次の措置を講じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 助成については、原則として単年度限りとし、全国的規模の事業については、事業の内容によっては3年間まで継続を認めるが、毎年度の事業終了後に行う事業評価の結果によっては打ち切る。 ・ 上記委員会において、審査及び選定の方針を定め、それに基づき選定を行う。 ・ 採択した事業については、毎年1回4月下旬までにホームページや広報誌などで公開する。 	<p>(ウ) 平成17年度の課題整理を踏まえ、電子申請の導入のための実施方針を検討する。</p> <p>イ 助成事業の選定及び事後評価について、外部有識者からなる「基金事業審査・評価委員会」（以下、「審査・評価委員会」という。）において一体的に審議するとともに、以下の措置を講じる。</p> <p>(ア) 平成19事業年度分の助成事業の選定にあたっては、客観性及び透明性を確保するため、次の措置を講じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 助成については、原則として単年度限りとし、全国的規模の事業については、事業の内容によっては3年間まで継続を認める。なお、平成17事業年度分からの継続事業については、その事業評価の結果によっては打ち切る。 ・ 審査・評価委員会において、平成17事業年度分の事業評価の成果も踏まえ、平成19事業年度分の助成事業の選定方針を策定し、多様なニーズに適切に対応できる助成となるよう努める。 ・ 採択した事業については、平成19年4月下旬までにホームページや広報誌などで公開する。 	<p>【助成手続きの電子化の実施方針検討】 #68</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 各都道府県社会福祉協議会が推薦事務手続きを行うに当たっての利便性を高めるため、「地方分助成」に係る推薦書類一式及び交付要望書受付処理簿をダウンロードできる社協専用サイトを設置した。 ○ 審査部会審査委員がオンライン上で「特別分助成」に係る審査資料を閲覧でき、また審査資料をダウンロードできる審査委員専用サイトを設置し、審査事務の効率化を図った。 ○ 事後評価のために助成団体から提出される自己評価書をweb上で提出できる仕組みを構築した。 <p>【助成事業の選定】 #69</p> <p>○ 平成19年度分助成事業については、事後評価の中間取りまとめの内容を踏まえ策定された「平成19年度分助成事業の選定方針」に基づき、審査・評価委員会において審議し、1,033事業（一般分162、特別分105、地方分766）を選定した。</p> <p style="text-align: right;">（金額：百万円）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">要 望</th> <th colspan="2">採 択</th> <th colspan="2">採択率 (%)</th> </tr> <tr> <th>事業数</th> <th>金額</th> <th>事業数</th> <th>金額</th> <th>事業数</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般分</td> <td>173</td> <td>2,311</td> <td>162</td> <td>1,739</td> <td>93.6</td> <td>75.2</td> </tr> <tr> <td>特別分</td> <td>480</td> <td>2,157</td> <td>105</td> <td>438</td> <td>21.9</td> <td>20.3</td> </tr> <tr> <td>地方分</td> <td>1,303</td> <td>2,095</td> <td>766</td> <td>1,238</td> <td>58.8</td> <td>59.1</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1,956</td> <td>6,563</td> <td>1,033</td> <td>3,415</td> <td>52.8</td> <td>52.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 地方分の「要望」については、各社会福祉協議会に申請された件数及び金額である。 事業数及び金額には、複数年助成事業（二年次目）を含む。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 一般分 162 事業のうち、平成 21 年度まで 3 ヶ年継続して事業を行うことを計画しているものは、24 事業である。 なお、平成 17 年度から 3 ヶ年継続実施している 20 事業については、事業評価を実施した結果、いずれについても事業の継続を認めた。 	区分	要 望		採 択		採択率 (%)		事業数	金額	事業数	金額	事業数	金額	一般分	173	2,311	162	1,739	93.6	75.2	特別分	480	2,157	105	438	21.9	20.3	地方分	1,303	2,095	766	1,238	58.8	59.1	合計	1,956	6,563	1,033	3,415	52.8	52.0
区分	要 望		採 択		採択率 (%)																																							
	事業数	金額	事業数	金額	事業数	金額																																						
一般分	173	2,311	162	1,739	93.6	75.2																																						
特別分	480	2,157	105	438	21.9	20.3																																						
地方分	1,303	2,095	766	1,238	58.8	59.1																																						
合計	1,956	6,563	1,033	3,415	52.8	52.0																																						

中 期 目 標	中 期 計 画	18 年 度 計 画	18年度の業務の実績
			<p>【多様な助成ニーズへの対応】 #70</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成19年度分の助成事業については、平成17年度分助成事業の事後評価の中間取りまとめを踏まえて平成18年12月に策定した選定方針に基づき選定を行い、以下のとおり、多様なニーズに適切に対応した事業に助成を行うことができた。 <ul style="list-style-type: none"> a 独創的・先駆的事业及び地域の実情に即したきめ細かな事業の占める割合が84.3%に達した。 (参考：年度計画の目標70%以上) b 従来の枠に留まらない新しい事業として、80事業（参考：平成18年度55事業）を採択した。 c 重点分野に関する助成事業として、277事業（参考：平成18年度141事業）を採択した。 d 複数年助成事業として、6事業（参考：平成18年度5事業）を採択した。 e 平成19年度助成分より地方分においてモデル事業を創設し、53事業採択した。 <p>【地方分モデル事業の創設】 #71</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成19年度募集より、事後評価において評価の高かった事業のうち、各地において更に普及させることが望ましい事業をモデル事業として地方分において募集することとした。 ○ 平成19年度募集においては、国の重点施策である少子化対策を踏まえ、子どもを狙った犯罪被害を防止する趣旨から、子育て支援事業の一環として、携帯電話による子育て情報（防犯・防災、イベント、感染症・医療、食品・食中毒等）配信事業をモデル事業として取り上げ、従来の地方分とは別枠で募集を行い、53件採択した。 なお、地方分モデル事業については、全国紙等に事業概要、内定先団体等を掲載した。 〈添付資料：21〉 <p>【採択事業の公開】 #72</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成18年分として採択した事業については平成18年4月13日にパンフレットに掲載し、平成19年度助成分として採択した事業については、平成19年4月中旬までにパンフレットに掲載できるように準備を行った。 ○ また、平成19年度分として採択した事業については、平成19年3月26日に機構ホームページで公開するとともに、採択団体が年度当初よりスムーズに事業を開始できるように、内定通知を事業開始年度前に実施した。

中期目標	中期計画	18年度計画	18年度の業務の実績
	<p>(イ) 助成事業の事後評価については、適切に評価を行うため、次の措置を講じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 事後評価は、助成先団体が行う自己評価並びに上記委員会及び事務局が行う総合評価により行う。 評価結果については、ホームページ、広報誌などで公開する。また、評価結果の公表にあたっては、特に評価の高い事業を、毎年度平均20事業以上選び出し特に明記するとともに、年2回以上の各地での事業報告会、年4回発行する広報誌等で紹介し、広く周知を図る。 職員の専門性を高めるとともに、評価の専門家を確保することにより、助成団体の事業実施に対する的確な指導助言ができるように努める。 	<p>(イ) 平成17事業年度分の助成事業の事後評価については、適切に評価を行うため、次の措置を講じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 事後評価は、助成先団体が行う自己評価並びに審査・評価委員会及び事務局が行う総合評価により行う。自己評価及び総合評価の方法については、平成15年度からの3か年の事業評価の成果と課題を踏まえ、その改善に努める。 評価結果については、ホームページ、広報誌などで公開する。また、評価結果の公表にあたっては、特に評価の高い事業を、20事業以上選び出し特に明記するとともに、平成18事業年度又は平成19事業年度における年2回以上の各地での事業報告会、年4回発行する広報誌等で紹介し、広く周知を図る。 助成団体の事業実施に対する的確な指導助言ができるよう、職員の専門性を高めるための研修を行う。 	<p>【平成17年度分助成事業の事後評価】 #73</p> <p>○ 平成17年度分助成事業の事後評価については、助成団体による自己評価、審査・評価委員会評価部会委員等によるヒアリング評価及び機構事務局による書面評価を実施し、平成19年3月の審査・評価委員会において、最終報告（平成17年度助成事業に関する事後評価報告書）を行った。</p> <p>《最終報告書の主な内容》</p> <ul style="list-style-type: none"> 自己評価、ヒアリング評価及び書面評価を通じての助成事業の全般的な状況 各評価方法毎の4か年の全体的な状況 事業評価結果の基づく今後の課題 平成20年度募集要領等の策定に当たっての提言 <p>○ 最終報告書における提言については「平成20年度分助成事業の募集要領」の見直しに反映させるとともに、事後評価の実施過程で把握された課題については、平成18年度助成事業の事後評価の実施方法等に反映させることとしている。</p> <p>《平成17年度分助成事業の事後評価の内容》</p> <p>a 自己評価</p> <ul style="list-style-type: none"> 全助成事業（768事業）について助成団体が自己評価を実施し、自己評価書が提出され、平成18年6月の審査・評価委員会評価部会にその概要を報告した。 <p>b ヒアリング評価及び書面評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ヒアリング評価については、一般分助成事業の3年間継続事業、重点助成分野の事業及び新しい活動について優先的に、106事業実施し、書面評価については、ヒアリング評価を行った事業を除く全事業（662事業）について実施した。 <p>c 選定方法への反映</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成17年度分助成事業の自己評価及びヒアリング評価の成果等を早急に助成事業の選定に反映させるため、中間取りまとめを実施し、平成19年度助成事業の選定方針に反映した。

<p>ウ 助成先の団体や、他の資金助成を行う団体などと積極的に情報交換・意見交換を行うとともに、基金による資金助成が真に必要な分野についての調査研究に努めること。</p>	<p>ウ 多様なニーズを踏まえた助成事業の運営を可能とするため、次の措置を講じる。 (ア) 助成先の団体との意見交換により民間福祉団体のニーズを把握するとともに、他の大手の民間資金助成団体との間で、基金事業における事業の実施・評価の情報提供等、情報交換・意見交換を年2回以上行うことにより、各民間資金助成団体との事業実施ノウハウの共有化、助成の効率化に資する。</p> <p>(イ) 我が国の福祉施策や地域福祉の動向、さらには本基金の果たしている役割、助成事業の社会的波及効果等について調査研究を行い、今後の基金助成の方向について検討する。</p>	<p>ウ 多様なニーズを踏まえた助成事業の運営を可能とするため、次の措置を講じる。 (ア) 助成先の団体との意見交換により民間福祉団体のニーズを把握するとともに、他の大手の民間資金助成団体との間で、基金事業における事業の実施・評価の情報提供等、情報交換・意見交換を年2回以上行うことにより、各民間資金助成団体との事業実施ノウハウの共有化、助成の効率化に資する。</p> <p>(イ) 地方分助成事業における助成業務の運用実態と成果及び課題を調査し、今後の地方分助成事業の効果的な助成のあり方について調査研究を実施する。</p>	<p>【平成16年度分助成事業の評価結果の公開等】 #74</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 基金事業の優れた成果を普及し、基金事業に対する理解を深めるため、平成16年度分助成事業の事後評価において特に評価の高かった事業のうち6事業について、7月に全国6ヶ所で事業報告会を開催するとともに、事業報告会の内容を2回にわたり全国紙に掲載した。 ○ 平成17年度分助成事業の事後評価結果については、平成19年3月の審査・評価委員会で報告した後、事後評価報告書をホームページに掲載した。 また、高い評価を受けた特に優れた事業を35件選定し、事後評価報告書に明記するとともに、ホームページで紹介した。 <p>【職員の専門性を高めるための研修】 #75</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 民間福祉活動、障害福祉、介護保険、児童福祉などの各分野の専門家を講師に招き、助成事業を評価し、助成団体に対して助言や支援を行う際にどのような視点を持つべきかなどについて職員研修(4回)を実施し、職員の専門性の向上に努めた。 <p>【民間助成団体との意見交換等】 #76</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 助成先の団体に対する事務指導、事業報告会時における助成相談、助成事業終了後のフォローアップ調査等により、助成ニーズ等の把握に努めた。 ○ (財)助成財団センター、日本財団及び中央共同募金会等の民間助成財団や中間支援組織との間で意見交換等を実施した(合計3回)。 ○ また、他の助成団体が開催する助成に関するセミナーや助成事業を実施する団体との意見交換の場に積極的に参加し、今後の助成事業の運営等について情報収集などを行った。 <p>【地方分事業の効果的助成のあり方に関する調査研究】 #77</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 各都道府県及び政令指定都市社会福祉協議会(61社協)に対して、地方分助成の運用実態調査を実施し、その結果を中間集計し、8月21日の社会福祉協議会の事務説明会において概要を報告した。 ○ また、上記調査を基に社協の属性別に18箇所の社協を抽出し、聴き取り調査を行った上で、今後の地方分助成事業の効果的な助成のあり方について、調査結果をとりまとめた。
---	---	--	---

評価の視点		自己評定	A	評価項目 9	評定	A	
<p>○ 募集要領の公開について、中期計画で示された期日までにホームページへ掲載できたか。</p> <p>○ 助成金の電子申請について、どのような準備が進められたか。</p>		<p>(理由及び特記事項)</p> <p>【募集要領の公開等】 #65、66、67</p> <p>○ 平成19年度分助成事業の募集に先立って、従来11種類に細分化されていた募集要領を3種類にまとめて応募団体に分かりやすいものにするるとともに、内容の見直しも行い、応募団体の利便性の向上を図った。</p> <p>○ 募集要領のホームページでの公開については、8月3日に募集要領の速報版を掲載し、8月18日には応募様式等全てのコンテンツを掲載できたところであり、中期計画・年度計画の目標より早期の情報提供を行うことができた。</p> <p>○ 平成19年度分助成事業の募集については、募集要領の早期掲載を行ったほか、以下のような工夫を行ったことにより、応募件数が前年度に比して33.9%増加した。</p> <p>a 募集の広報について、昨年度の助成事業の成果の広報と効果的に連携させる形で全国紙に展開できた。</p> <p>b 募集要領のホームページにおける掲載内容や応募団体等に送付する募集案内について改善を行った。</p> <p>c 募集案内について、各都道府県・市町村、社会福祉協議会等のほか、現在認証されている全ての福祉関連の特定非営利活動法人に配布した。</p> <p>d 特別分の複数年事業の助成及び新たに創設した地方分モデル事業の助成の募集の専用パンフレットを作成した。</p> <p>e 地方分の応募団体に対する適切な指導を依頼するため、窓口となる都道府県・政令指定都市社会福祉協議会を対象とした事務説明会を開催した。また、併せて、12道府県の社会福祉協議会が主催した応募団体に対する説明会において事務指導を実施した。</p> <p>f 優れた助成事業の成果の周知を図る事業報告会（平成18年度6回開催）において、助成事業の周知と民間活動団体からの個別相談を積極的に行った。</p> <p>【助成手続きの電子化】 #68</p> <p>○ 助成先団体の利便の向上や事務の効率化を図るため、平成15年度以降、逐次、助成手続き等の電子化を進めてきたところであり、平成18年度においては以下の実績を上げることができた。</p> <p>a 各都道府県社会福祉協議会が推薦事務手続きを行うに当たっての利便性を高めるための社協専用サイトの設置</p> <p>b 審査部会審査委員がオンライン上で審査資料を閲覧等できる審査委員専用サイトの設置</p> <p>c 事後評価のために助成先団体から提出される自己評価書をWeb上で提出できる仕組みの構築</p>			<p>○ 事後評価システムにより、業務の質の向上を図っていることが評価できる。</p> <p>○ 助成の仕組みが国民にとって分かりやすくなるよう、募集要領を見直す等の努力が見られ、評価できる。</p> <p>○ 各項目で中期目標を上回る成果を上げており評価する。</p> <p>○ ホームページも良く完成されている。</p>		

<p>○ 基金事業審査・評価委員会が設置され、適切に運営されているか。</p> <p>○ 助成事業の選定については、中期計画に示されたとおり適切に行われているか。</p> <p>○ 助成対象先の選定に当たっては、従来の枠を超えた新しい活動を助成対象としているか。（前文①）</p>	<p>【基金事業審査・評価委員会の運営】 #69</p> <p>○ 審査・評価委員会については、客観性及び透明性を確保するため、外部有識者（各福祉分野における専門家）により構成されており、平成18年度については、委員会2回、部会を5回開催し、適切かつ厳格に審議を行うことができた。</p> <p>【助成事業の選定とその広報】 #55、58、69、70、71、72</p> <p>○ 平成19年度助成分の募集に際して、審査・評価委員会において、平成17年度に実施した事後評価の結果による提言を反映させた募集要領を策定し、募集を実施することができた。</p> <p>○ 助成事業の選定に先立って、審査・評価委員会審査部会において、国の政策動向等を踏まえた効果的な資金助成を行うため、6つの重点助成分野に関する助成事業を優先採択する等の選定方針を策定した。</p> <p>○ 応募された事業については、この選定方針に基づき、2回にわたる審査・評価委員会審査部会において厳正に審査された後、評価委員を加えた審査・評価委員会において更に審査の上、採択された。</p> <p>○ また、平成16年度評価部会の事後評価報告書の提言を受け、平成18年度分募集から、特別分において、従来より要望の多かった複数年助成事業を若干数募集することとしたが、平成19年度分助成事業においても、引き続き募集を行うこととし、複数年にわたって助成することにより一層の事業効果や成果が期待できる事業にも対応できるようにした。</p> <p>○ 平成19年度助成の募集から、事後評価において評価の高かった事業のうち、各地において更に普及させることが望ましい事業をモデル事業として地方分において募集することとし、国の重点施策である少子化を踏まえたモデル事業として、53事業を採択した。</p> <p>○ これらの結果、客観性及び透明性をもって事業の必要性、妥当性が認められた事業を厳選採択し、助成事業の選定を行うことができた。</p> <p>【新しい活動への助成】 #53、70</p> <p>○ 従来の枠を超えた新しい活動に対する助成については、平成18年度分の助成に係る募集要領に明記することで積極的に周知を図るとともに、選定方針にも当事業を積極的に助成対象とする旨を明記し、この選定方針に基づき審査を行った結果、昨年度の55事業を大幅に上回る80事業を採択できた。</p>	
--	--	--

<p>○ 重点助成分野の設定数は中期目標を達成しているか。(前文①)</p> <p>○ 障害者スポーツの振興のため特に必要と認められる活動に対し特に必要な助成が行われているか。(前文①)</p> <p>○ 地域における独創的・先駆的事業及び地域の実情に即したきめ細かな事業については、助成終了後も事業を継続している助成団体割合が中期計画の数値を達成しているか。(助成事業実施の翌々年度に測定) (前文①)</p> <p>○ 総助成件数に占める特定非営利活動法人等が実施する独創的・先駆的事業及び地域の実情に即したきめ細かな事業への助成件数の割合が中期計画の数値を達成しているか。(前文②)</p> <p>○ 事後評価については、中期計画に示されたとおり適切に行われているか。</p>	<p>【重点助成分野の設定及び優先採択】 #54,70</p> <p>○ 重点助成については、平成18年度においても、中期目標に掲げられた目標である4分野を上回る6分野(昨年度は5分野)を重点助成分野として設定した。また、選定方針に当分野の助成事業を優先的に選定する旨を明記し、この選定方針に基づき審査を行った結果、昨年度の141事業を大幅に上回る277事業を採択し、国の政策動向等を踏まえた選定を行うことができた。</p> <p>○ また、複数年助成事業については、政策的必要性が高い事業や先進的な取組を行う事業など6事業に対して採択を行うことができた。</p> <p>【障害者スポーツ国際大会の開催に関する活動への助成】 #56</p> <p>○ 平成16年度の機構法改正の趣旨を踏まえ、特に必要な事業としてフェスピック大会、冬季デフリンピック等の国際大会への派遣や選手強化等を行う事業に対し助成を実施し、障害者の自立と社会参加に対する理解の向上を図った。</p> <p>【助成終了後のフォローアップ】 #57</p> <p>○ 平成16年度分助成事業に関して、助成終了後の事業の継続状況及び自己評価あるいは事後評価等では十分に把握できなかった事業の波及効果等について確認するため、平成18年6月にフォローアップ調査を実施した。当調査結果については平成18年11月に開催した評価部会に報告の上、年内に機構広報誌で公表することができた。</p> <p>○ なお、平成16年度分助成事業においては、助成終了後も引き続き事業を継続しているものの割合は、特別分で91.5%、地方分で91.3%と、中期計画目標値である80%を超えていることが確認できた。</p> <p>【独創的・先駆的事業等への助成】 #59</p> <p>○ 独創的・先駆的事業及び地域の実情に即したきめ細かな事業の合計件数が全助成事業件数に占める割合は84.3%に達し、前年度に引き続き中期計画で目標とした70%を大きく上回るすることができた。</p> <p>【事後評価結果の反映】 #60</p> <p>○ 平成18年3月に取りまとめられた「平成16年度助成事業に関する事後評価報告書」における提言(5項目)に基づき、平成19年度分助成事業の募集要領の見直しを行い、事後評価の成果を活かして、適切な助成申請の促進を図ることができた。</p>	
---	---	--

<p>○ 事後評価の成果が、資源配分に適切に反映されているか。（前文③）</p> <p>○ 民間福祉団体との意見交換の実施にあわせて、民間資金助成団体との情報交換・意見交換を中期計画に示されたとおり実施しているか。</p> <p>○ 本基金の果たしている役割、助成事業の社会的波及効果等についての調査研究が、中期計画に示されたとおり適切に実施されているか。</p>	<p>【平成17年度分助成事業の事後評価の実施】 #61、67、73、74、75</p> <p>○ 平成17年度分助成事業の事後評価については、助成団体による自己評価、審査・評価委員会（評価部会）及び機構事務局によるヒアリング評価並びに機構事務局による書面評価に基づく総合評価を重層的に実施した。</p> <p>また、それぞれの評価方法とその評価結果について、実施4ヵ年目として傾向分析や総括、課題抽出などを行った。</p> <p>○ 特に、平成17年度分の事後評価の特徴としては、昨年度に引き続き全ての助成事業について自己評価を行うことができたことのほか、ヒアリング評価についても106事業について実施することができたことが挙げられる。</p> <p>○ 平成17年度分の事後評価結果に基づき、平成19事業年度分助成事業の選定方針に「団体の実施体制が十分に確保されていること」、「助成事業終了後も事業継続能力及び意向があり、事業成果の普及が期待できる事業であること」、「利用者本位の取組みを行う事業であること」などに留意して選定することを盛り込んだ。</p> <p>○ このように、平成17年度分の事後評価の成果は、平成19年度分の助成事業選定に反映され、適切な資源配分の推進が図られた。また、平成20年度分の助成事業の募集要領にも同様に反映していくこととしている。</p> <p>○ また、事後評価を通じて得られた知見等を基に、助成事業実施団体の活動の一助となるような親しみやすい冊子「助成事業に役立つヒント集」を作成し、平成19年度助成事業実施内定団体等に配布するとともに、ホームページ上にも公開した。</p> <p>【民間助成団体との意見交換等】 #76</p> <p>○ 助成先の団体に対する事務指導やヒアリング評価等を活用し、助成ニーズ等の把握に努めた。</p> <p>また、（財）助成財団センター、日本財団及び中央共同募金会との間で団体の抱える課題、今後の民間福祉活動に対する支援のあり方や共同して行う事業等について意見交換（合計3回）を行い、連携の強化と情報の共有化を図ることができた。</p> <p>【調査研究の実施】 #77</p> <p>○ 各都道府県及び政令指定都市社会福祉協議会（61社協）に、地方分助成の運用実態調査を実施し、今後の地方分助成事業の効果的な助成のあり方について分析を行い、「地方分助成事業における事務の都道府県別運用実態等から見た効果的な助成のあり方に関する調査研究報告書」を取りまとめることができた。</p>	
--	--	--

中 期 目 標	中 期 計 画	18 年 度 計 画	18年度の業務の実績																				
<p>第3 事業毎の業務運営の改善に関する事項</p> <p>4 退職手当共済事業 退職手当共済事業は、社会福祉施設等を経営する社会福祉法人等の相互扶助の精神に基づき、社会福祉施設等に従事する職員について退職手当共済制度を確立し、もって社会福祉事業の振興に寄与するため、以下の点に留意してその適正な実施に努めること。</p>	<p>第2 事業毎の業務運営の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>4 退職手当共済事業 退職手当共済事業は、社会福祉施設等を経営する社会福祉法人等の相互扶助の精神に基づき、社会福祉施設等に従事する職員について退職手当共済制度を確立し、もって社会福祉事業の振興に寄与するため、以下の点に留意してその適正な実施に努める。</p>	<p>第2 事業毎の業務運営の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>4 退職手当共済事業 退職手当共済事業は、社会福祉施設等を経営する社会福祉法人等の相互扶助の精神に基づき、社会福祉施設等に従事する職員について退職手当共済制度を確立し、もって社会福祉事業の振興に寄与するため、以下の点に留意してその適正な実施に努める。 また、社会福祉施設職員等退職手当共済法（昭和36年法律第155号。以下「共済法」という。）の改正実施に伴う事務取扱を適正に行う。 なお、当該事業における被共済職員数、退職手当金支給者数、退職手当金支給額及び単位掛金額を次のとおり見込む。</p> <p>(参考)</p> <table border="1" data-bbox="1531 919 2184 1272"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>平成18事業年度 変更後予定額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4月1日現在の被共済職員数</td> <td>685,415人</td> </tr> <tr> <td>退職手当金支給者数</td> <td>73,778人</td> </tr> <tr> <td>退職手当金支給額</td> <td>88,051,620千円</td> </tr> <tr> <td>単 位 掛 金 額</td> <td>42,300円</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	平成18事業年度 変更後予定額	4月1日現在の被共済職員数	685,415人	退職手当金支給者数	73,778人	退職手当金支給額	88,051,620千円	単 位 掛 金 額	42,300円	<p>4 退職手当共済事業 退職手当共済事業は、社会福祉施設等を経営する社会福祉法人等の相互扶助の精神に基づき、社会福祉施設等に従事する職員について退職手当共済制度を確立し、もって社会福祉事業の振興に寄与するため、以下の点に留意してその適正な実施に努めた。 また、社会福祉施設職員等退職手当共済法（昭和36年法律第155号。以下「共済法」という。）の改正に伴う事務取扱を適正に行った。 なお、当該事業における被共済職員数、退職手当金支給者数、退職手当金支給額及び単位掛金額の実績は次のとおりである。</p> <p>(実績)</p> <table border="1" data-bbox="2226 919 2878 1272"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>平成18事業年度 (実績)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4月1日現在の被共済職員数</td> <td>685,415人</td> </tr> <tr> <td>退職手当金支給者数</td> <td>73,791人</td> </tr> <tr> <td>退職手当金支給額</td> <td>88,051,620千円</td> </tr> <tr> <td>単 位 掛 金 額</td> <td>42,300円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 退職手当金の支給者数及び支給額は、当初計画では、69,473人、82,365,055千円であったが、国の予算の流用（平成19年2月5日）に伴い、73,778人、88,051,620千円に年度計画を変更している。</p>	区 分	平成18事業年度 (実績)	4月1日現在の被共済職員数	685,415人	退職手当金支給者数	73,791人	退職手当金支給額	88,051,620千円	単 位 掛 金 額	42,300円
区 分	平成18事業年度 変更後予定額																						
4月1日現在の被共済職員数	685,415人																						
退職手当金支給者数	73,778人																						
退職手当金支給額	88,051,620千円																						
単 位 掛 金 額	42,300円																						
区 分	平成18事業年度 (実績)																						
4月1日現在の被共済職員数	685,415人																						
退職手当金支給者数	73,791人																						
退職手当金支給額	88,051,620千円																						
単 位 掛 金 額	42,300円																						

中期目標	中期計画	18年度計画	18年度の業務の実績
<p>業務の質の向上に関する事項</p> <p>ア 退職手当金の給付事務の効率化により、請求書の受付から給付までの平均所要期間を中期目標期間中に75日以内に短縮すること。</p>	<p>業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>ア 退職手当金支給に係る事務処理の効率化を図るとともに、掛金等の給付財源が早期に確保できるよう必要な措置を講ずることによって、請求書の受付から給付までの平均所要期間に関する中期目標を達成する。</p>	<p>業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>ア 受付から給付までの期間を短縮するため、次のことを実施する。</p> <p>(ア) 国庫補助金等の退職手当金支給に必要な資金について、請求の動向に対応し迅速に支払いが出来るよう、国及び都道府県とも調整を図り、その確保に努める。</p> <p>(イ) 請求書の審査事務について、更に簡素化を進める。</p>	<p>【平均所要期間】#78</p> <p>○ 退職手当金の請求件数は年々増加傾向となっているが、平成18年度においても請求件数が増加したこと及び制度改正に伴う事務の複雑化等により、国及び都道府県の補助金等の予算制約による影響（資金調達に要した日数）を除外した平均所要期間は67.1日となった。</p> <p>○ 国庫補助金等の退職手当金支給に必要な資金については、請求の動向に対応し迅速に支払いができるよう、国及び都道府県と調整を図り、その確保に努めたが、次の理由により資金調達に期間を要したため、請求書の受付から給付までの平均所要期間は91.7日となった。</p> <p>① 請求件数の増加により当初予算では給付財源が大幅に不足し、追加財源の措置について、厚生労働省内予算の流用承認（平成19年2月）を待たなければならなかったこと</p> <p>② 都道府県補助金に係る単位金額が引き上げられたため、同補助金の納付が年度後半にずれること</p> <p>○ 請求書の審査事務については、平成19年1月より退職手当金請求書等に係る不備照会の簡素化を行うなど、審査事務の効率化を図った。</p> <p>〈添付資料：22〉</p>
<p>イ 提出書類の簡素化等により、利用者の手続き面での負担の軽減に努めること。</p>	<p>イ 提出書類の簡素化、提出書類の作成支援を進めることにより、利用者の手続き面での負担を軽減する。</p>	<p>イ 利用者の事務負担を軽減するため、共済契約者が機構に提出する「掛金納付対象職員届」を電子媒体による届出に改められるよう検討する。</p>	<p>【掛金納付対象職員届の電子申請化】#79</p> <p>○ 「掛金納付対象職員届」については、毎年4月末までに提出を求め7月末までに内容を確認のうえ、4月1日現在の被共済職員数（平成18年度：約68万5千人）を確定させる必要があり、被共済職員の増加傾向が続く状況下で短期間に集中した処理が求められている状況を踏まえ、共済契約者における事務負担軽減の観点及び機構における事務効率化の観点から、インターネットを利用した電子届出の検討を行った。</p>

中 期 目 標	中 期 計 画	18 年 度 計 画	18年度の業務の実績
<p>ウ 業務委託先への業務指導を徹底することにより、窓口相談、届出受理の機能強化を図ること。</p>	<p>ウ 年次計画を定め、順次業務委託先を通じて、共済契約者の事務担当者に対する実務者研修を実施することとし、研修会開催が困難な業務委託先には、現地における事務指導を行う機会を設けるなど全都道府県において共済契約者の事務担当者に研修の機会を提供する。</p>	<p>ウ すべての業務委託契約者（都道府県社会福祉協議会等）を対象とした事務打合会を実施することとし、共済法改正後の事務処理の円滑、適正な実施を周知する。</p> <p>また、約30都道府県において開催される共済契約者の事務担当者に対する実務研修会（都道府県社会福祉協議会等主催）に赴き指導するとともに、掛金納付対象職員届、請求書・退職届の記載誤りが多い共済契約者について、個別に指導する。</p>	<p>さらに、その検討結果を踏まえ、WAMNETのネットワーク基盤を活用した電子届出システムを構築した。これにより、平成19年度から掛金納付対象職員届について電子届出により処理することとした。</p> <p>なお、システム運用開始について共済契約者を対象とした実務研修会等において周知を図った結果、全共済契約者のうち47%にあたる7,551法人からシステム利用の申し込みがあり、システム専用ID及びパスワードを発行するなど、利用に対応するための準備を平成18年度中に完了した。</p> <p>【業務指導等の強化】 #80</p> <p>○ 平成19年2月15日にすべての業務委託契約者（都道府県社会福祉協議会等）を対象とする事務打合会を開催し、共済法改正による事務取扱の変更点に関して適正な処理を行うよう周知を図った。</p> <p>○ また、業務委託契約者（都道府県社会福祉協議会等）の主催する共済契約者の事務担当者に対する実務研修会（34都道府県において延べ41回開催）の全てに、機構の職員が赴き、共済法改正による事務取扱手続きや、請求書・退職届の記載に当たって特に注意すべき事項等について必要な指導を行った。</p> <p>なお、実務研修会が開催された都道府県において、共済契約者を直接訪問し、制度改正の周知及び各種提出書類の適正な処理の要請を行うなど個別の事務指導を18件行った。</p>

評価の視点	自己評定	A	評価項目 10	評定	A
<p>○ 請求書受付日から退職手当金の振込日までの所要期間について中期目標を達成できているか。 なお、退職手当金の支給原資のうち、国及び地方公共団体の補助金等の予算制約が生じた場合は、当該事情を考慮する。</p> <p>○ 提出書類の作成支援がどのように進められているか。</p> <p>○ 提出書類及び記載項目が以前と比較して簡素化が図られているか。なお、手続きについては、法令等により一定の制約があることを考慮する。</p> <p>○ 業務委託先への業務指導を徹底し、窓口相談、届出受理の機能強化が図られているか。</p> <p>○ 年次計画が定められ、共済契約者の事務担当者に対する研修会が年次計画どおりに開催されているか。</p>	<p>(理由及び特記事項)</p> <p>【平均所要期間】 #78</p> <p>○ 退職手当金の請求書受付から支給までの平均所要期間（中期目標75日）は、91.7日（前年度84.2日）となったが、国及び地方公共団体の補助金等の予算制約（資金調達に要した日数）を除外した平均所要期間は67.1日（前年度57.2日）となり中期目標の範囲内となった。</p> <p>所要期間の延伸については、①平成18年度においても請求件数が増加したこと②制度改正に伴う事務の複雑化等のため書類審査に要する日数が増加したことによるものである。</p> <p>また、退職手当金請求書等に係る不備照会については、原則文書照会としていたが、事務処理の迅速化の観点から、軽易な不備については電話確認等に切り替えるなど、審査事務の効率化を図った。</p> <p>【掛金納付対象職員届の電子申請化】 #79</p> <p>○ 共済契約者を対象とした「パソコンの利用状況に関するアンケート」を実施し、その集計結果を踏まえて、「掛金納付対象職員届」についてインターネットを利用した電子届出の検討を行い、さらに、WAMNETのネットワーク基盤を活用した電子届出システムを構築し、全共済契約者のうち47%が19年度から電子届出により処理することを可能とした。</p> <p>「掛金納付対象職員届」については、毎年4月末までに提出を求め7月末までに内容を確認のうえ、4月1日現在の被共済職員数（18年度：約68万5千人）を確定させる必要があり、被共済職員の増加傾向が続く状況下で短期間に集中した処理が求められているところであるが、このシステムの稼働開始により、次のような効果が見込まれる。</p> <p>(共済契約者)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・記載ミスの防止等による事務の軽減 ・郵送料の削減 ・セキュリティの向上 <p>(機構)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・帳票印刷費用の削減 ・郵送料の削減 ・パンチ入力費用の削減 ・不備照会に係る事務負担の軽減 <p>【業務指導等の強化】 #80</p> <p>○ 事務打合せについては、業務委託者に対し共済法改正後の事務取扱の適正な業務指導を徹底するため、2月に開催した。</p> <p>また、実務研修会への職員の派遣についても、制度改正後の事務取扱を適正に行うため、34都道府県において延べ41回に及ぶ研修会に全て派遣し、年度計画の30都道府県を上回った。</p> <p>なお、共済契約者に対する個別の事務指導については、制度改正内容の理解状況を把握することを狙いとして今年度から行ったものであるが、概ね理解されているものとの結果であった。</p>			<p>○ 受付から給付までの平均所要期間の更なる短縮について努力を望む。</p> <p>○ 受付から給付までの平均所要期間について、中期目標を達成しているものの、平成17年度と比較し延伸してしまっている。</p>	

中 期 目 標	中 期 計 画	18 年 度 計 画	18年度の業務の実績
---------	---------	------------	------------

第3 事業毎の業務運営の改善に関する事項

5 心身障害者扶養保険事業

心身障害者扶養保険事業（以下「扶養保険事業」という。）については、地方公共団体が実施する心身障害者扶養共済制度（以下「扶養共済制度」という。）によって地方公共団体が加入者に対して負う共済責任を保険する事業に関する業務を安定的に行うことにより、心身障害者の保護者の不安を解消し、保護者死亡後の心身障害者の生活安定に寄与することを目的とし、以下の点に特に留意してその適正な実施に努めること。

また、扶養保険事業の財務状況について、加入者等に対し定期的に公表すること。

なお、中期目標期間の出来るだけ早い時期に事業が見直されるものとする。

第2 事業毎の業務運営の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

5 心身障害者扶養保険事業

心身障害者扶養保険事業（以下「扶養保険事業」という。）については、地方公共団体が実施する心身障害者扶養共済制度（以下「扶養共済制度」という。）によって地方公共団体が加入者に対して負う共済責任を保険する事業に関する業務を安定的に行うことにより、心身障害者の保護者の不安を解消し、保護者死亡後の心身障害者の生活安定に寄与することを目的とし、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。

また、扶養保険事業の財務状況について、加入者等に対し定期的に公表すること。

第2 事業毎の業務運営の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

5 心身障害者扶養保険事業

心身障害者扶養保険事業については、地方公共団体が実施する心身障害者扶養共済制度によって地方公共団体が加入者に対して負う共済責任を保険する事業に関する業務を安定的に行うことにより、心身障害者の保護者の不安を解消し、保護者死亡後の心身障害者の生活安定に寄与することを目的として、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。

また、平成17年度に国において事業の見直しの検討を進めており、引き続き国とともに必要な検討を行う。

平成17年度の決算を踏まえ、財務状況検討会で報告書を取りまとめ、国に提出するとともに、同報告書について、①道府県・政令指定都市に対しては、事務担当者会議において報告、②加入者等に対しては、ホームページで公表、③障害者関係団体（親の会等）に対しては、情報提供を行う。

なお、当該事業における新規加入者数その他を次のとおり見込む。

（参考）

区 分	平成18事業年度
新規加入者数	1,764人
新規年金受給者数	2,222人
保険対象加入者数	93,715人
年金給付保険金支払対象障害者数	42,711人
死亡・障害保険金額	8,005,900千円
年金給付保険金額	10,355,278千円

5 心身障害者扶養保険事業

心身障害者扶養保険事業については、地方公共団体が実施する心身障害者扶養共済制度（以下「扶養共済制度」という。）によって地方公共団体が加入者に対して負う共済責任を保険する事業に関する業務を安定的に行うことにより、心身障害者の保護者の不安を解消し、保護者死亡後の心身障害者の生活安定に寄与することを目的として、以下の点に特に留意してその適正な実施に努めた。

【事業の見直しの検討】#81

○ 国において事業見直しの検討が進められていることから、検討に必要な資料の作成及び情報提供を行った。

【財務状況の検討と公表】#82

○ 平成18年8月22日に財務状況検討会報告書を取りまとめ、9月6日に国に提出した。

また、以下のとおり関係者への説明及び情報の公表等を行った。

a 平成18年9月14日に機構のホームページで公表を行った。

b 道府県・指定都市に対し、平成18年10月27日及び11月2日に開催した事務担当者会議において報告を行った。

c 障害者関係団体（親の会等）に平成18年12月1日及び6日に説明を行った。

なお、当該事業における新規加入者数その他の実績については、次のとおりである。

（実績）

区 分	平成18事業年度 （実績）
新規加入者数	1,788人
新規年金受給者数	2,324人
保険対象加入者数	93,582人
年金給付保険金支払対象障害者数	43,028人
死亡・障害保険金額	8,284,400千円
年金給付保険金額	10,464,780千円

中 期 目 標	中 期 計 画	18 年 度 計 画	18年度の業務の実績
<p>第3 事業毎の業務運営の改善に関する事項</p> <p>5 心身障害者扶養保険事業</p> <p>(1) 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>扶養保険資金の運用については、市場動向を考慮し、中期目標期間中において、安全性を重視した運用に努めること。</p>	<p>第2 事業毎の業務運営の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>5 心身障害者扶養保険事業</p> <p>(1) 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>扶養保険資金については、制度に起因する資金の特性を十分に踏まえ、厚生労働大臣の認可を受けた金銭信託契約の内容に基づき、市場動向を考慮し、安全性を重視した運用を行う。また、運用の適正な実施を確保するため、共同受託者に対し定期的な運用成績等の報告を求めるとともに上記方針等に従って適切に指導を行う。</p>	<p>第2 事業毎の業務運営の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>5 心身障害者扶養保険事業</p> <p>(1) 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>扶養保険資金については、制度に起因する資金の特性を十分に踏まえ、厚生労働大臣の認可を受けた金銭信託契約の内容に基づき、市場動向を考慮し、安全性を重視した運用を行う。また、運用の適正な実施を確保するため、共同受託者に対し定期的な運用成績等の報告を求めるとともに上記方針等に従って適切に指導を行う。</p>	<p>【扶養保険資金の運用】 #83</p> <p>○ 扶養保険資金の運用については、金銭信託契約に基づき、以下のとおり安全性を重視した運用を行い、3.05%の運用利回りとなった。</p> <p>《運用の資産構成割合実績：平成18年度末》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・債券などの安全資産 72.6%【50%以上】 ・株式、外貨建資産 27.4%【30%以下】 ・不動産 0%【20%以下】 <p>(注)【 】内は、金銭信託契約上の資産構成割合である。</p> <p>○ また、共同受託者に対して、四半期ごとに運用成績等の報告を求め、市場動向を考慮しつつ、安全性を重視した運用を行うよう指導を行った。</p> <p style="text-align: right;">〈添付資料：23〉</p>

中 期 目 標	中 期 計 画	18 年 度 計 画	18年度の業務の実績
<p>第3 事業毎の業務運営の改善に関する事項</p> <p>5 心身障害者扶養保険事業 (2) 業務の質の向上に関する事項</p> <p>心身障害者及びその保護者に対するサービスの向上を図るため、扶養共済制度を運営する地方公共団体と相互の事務処理が適切になされるよう連携を図ること。</p>	<p>第2 事業毎の業務運営の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>5 心身障害者扶養保険事業 (2) 業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>心身障害者及びその保護者に対するサービスの向上を図るため、扶養共済制度を運営する地方公共団体と相互の事務処理が適切になされるよう連携を図るため、事務担当者会議（年間2か所）を開催する。</p>	<p>第2 事業毎の業務運営の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>5 心身障害者扶養保険事業 (2) 業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>事務担当者会議を2か所で開催し、適切に事務処理を行うための留意事項の徹底等きめ細かに対応する。</p>	<p>【事務担当者会議の開催】#84</p> <p>○ 平成18年度においては事務担当者会議を以下のとおり2か所で開催し、適正に事務処理を行うための留意事項の徹底を図るなど、地方公共団体との連携に努めた。</p> <p>－事務担当者会議開催日程－</p> <p>① 開催日 平成18年10月27日（金） 開催場所 栃木県 出席者数 42名</p> <p>② 開催日 平成18年11月2日（木） 開催場所 佐賀県 出席者数 39名</p> <p>○ 平成18年12月にWAM NET上に地方公共団体の扶養保険事務担当者専用のコーナーを開設し、各種様式及び事務担当者会議資料等の提供を開始した。</p> <p>○ 平成18年12月に地方公共団体における加入者、年金受給者の管理状況等の事務処理状況調査を実施し、地方公共団体の管理状況の取りまとめを行った。</p> <p>○ 平成19年3月に全ての加入者及び年金受給者への制度周知のためのパンフレット（12万部）を作成し、各道府県・指定都市に送付し加入者等へ送付するよう依頼した。</p>